

第二十四回国会 衆議院 農林水産委員会 議録第四十四号

昭和三十一年五月二十八日(月曜日)

午後二時四十三分開議

出席委員

委員長 村松 久義君

理事吉川 久衛君 理事白濱 仁吉君

理事中村 時雄君 理事芳賀 貢君

理事中村 時雄君 理事芳賀 貢君

大野 市郎君 川村善八郎君

楠美 省吾君 小枝 一雄君

鈴木 善幸君 中馬 辰猪君

原 捨思君 本名 武君

松野 頼三君 横井 太郎君

赤路 友藏君 石田 有全君

小川 豊明君 川俣 清吾君

田中幾三郎君 日野 吉夫君

出席政府委員

総理府事務官

(公正取引委員)

会事務局局長

農林事務官(農

林事務局局長)

農林事務官(農

林事務局局長)

農林事務官(農

林事務局局長)

農林事務官(農

林事務局局長)

農林事務官(農

林事務局局長)

農林事務官(農

林事務局局長)

農林事務官(農

林事務局局長)

農林事務官(農

林事務局局長)

農林事務官(農

林事務局局長)

農林事務官(農

林事務局局長)

五月二十五日

農地改革の行過ぎは正に關する請願

(宇田耕一君紹介)(第二三二八号)

八向村を新農村建設特別指導村に指

定の請願(松澤雄藏君紹介)(第二三

二九号)

桜島の噴火降灰による農業被害措置

に關する請願(池田清志君紹介)(第

二三三〇号)

前波部落に電氣導入設備資金融資に

關する請願(松澤雄藏君紹介)(第二

三三四号)

島根県の凍霜害対策確立に關する請

願(中村英男君紹介)(第二三六三

号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

肥料取締法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二四号)(參議院送

付)

中央卸売市場法の一部を改正する法

律案(内閣提出第九九号)(參議院送

付)

農林水産施設災害復旧事業費国庫

補助の暫定措置に關する法律の一部

を改正する法律案(笹山茂太郎君外

三名提出、衆法第三五号)

○村松委員長 これより會議を開きま

す。

中央卸売市場法の一部を改正する法

律案を議題としたし、審査を進めま

す。質疑を許します。横井太郎君。

○横井委員 最初一言お尋ねを申し上げ

たいのは、この中央卸売市場ができ

ましたのは相当以前でありますので、

その当時の中央市場をなぜ作らなけれ

ばならぬかという意味とか、性格とか

いうものが、現在ではよほど変つてき

たようにも思ふのでございます。しか

もこの法文には別段、定義はありません

るけれども、目的とか性格とかさうい

うものがはつきりしていないように思

いますので、この際当局の考えられる

意味を一つはつきりさしていただきた

いと思ふのでございます。もう少し

突っ込んで言へば、一体中央市場とい

うのは生産者のためにあるのか、消費

者のためなのか、あるいは両方のため

なのか、その点を一つはつきりさして

いただきたいと思ふのでございます。

○安田(善)政府委員 お答えを申し上げ

ます。横井先生の御質問の通り、現

行の中央卸売市場法は、大正十二年、

旧憲法の際に制定を見まして、新憲法

になりましてそのまま引き継ぎまし

て施行になっております現行の日本

の各法令中を通じまして、比較的古い

立法形式をとつておるのであります

が、二十二年十二月に民法の改正に伴

います簡単な改正があつただけで

ありまして、全く従前通りと申し上げ

てもいいものでございます。それに

よりましますと、たとえて申し上げま

す、これに似ております類似的な立

法と申しますか、証券取引法あるいは

商品取引法とか、先日御審議になり

ました家畜取引法、こういつたような

ものの例を見ますと、ごく最近では

第一条に、法の目的をまず第一眼目と

して、取引法あるいは取引所法ばかり

ではなしに、全般的に書くのが通例で

ありますが、この法律にはさういふこ

とはございせん。従いまして、規定

されませんでした第一以下各逐条をそ

れぞれ解釈いたしまして全体の法の精

神を考へるのが適當な考え方であると

思つておるのであります。その意味に

おきまして考えますと、卑近な例を

申し上げますと、比較して申し上げ

ますと、この法律は家畜取引法と

も銘を打つような、生鮮食品に關し

ます取引そのものを全面的に直接に

規制する法律ではございせん。ある

いは全國の取引に關する業者ないし

はこれに準ずるものそのものを全面的

に法定する法の扱いを示すものではご

ざいせんので、中央卸売市場がい

にあるべきかを示し、そうして生鮮食

品の取引の中で適當なものを中央卸売

市場をして取り扱ひしめまして、その

監督を相當嚴重にして、また必要な

成も加へまして、そこで望ましい適當

な取引が卸売段階において行われるよ

うにしたい。そうしてまず第一に政府

がすべきことは、中央卸売市場とい

うのは設備のある場所と解釈すべきだ

と思ひますが、その市場に地区という

のを設けまして、その地区内において

取引の公正、価格の適正化をまず議

すること、それを模範市場として育成

することをねらつてゐるのだと思ひま

す。育成をいたしますことによりま

して間接に——一応自由な取引であり

ますが、一応自由な他の地域における

取引に、リーディングと申しますか、

支配力ないしは影響力を与えることに

よりまして、生鮮食品の生産地から消

費地に至るいろいろな特色のある地域

の取引に好影響を極力与えよう、こ

うふうな精神のものだと思ひます。

立法当初は大正十二年でございま

すので、厚さ三寸くらいの國會の遠記

録が活字の本となつておりました、膨

大なものでございまして、それを勉強

のため読みましたところ、いろいろ議

論も出ましたが、現行法を作つた当時

は、店を大個人ないしは各種の小さい

店が開きまして、せりなんかをしない

で、特別の取引をして、その店とお

むね特約の荷を取り扱ひ、引いてく

る、いわゆる出荷者に当りますもの

が、あるいはその下をやるとか、あ

るいは一ぺん取引をしてまた再売買

するとか、そういうことをしました徳

川時代から続いておる伝習的な血縁

的な因襲的なつながりを持つており

ましたものが大體一般的でありまして、

それを中央卸売市場が公設において行

われるのが望ましいという意味で、設

立に當りましてはそれらを閉鎖いたし

まして、補償金も与えて中へ収容いた

しまして、最初は従来の店を規制するた

めに市場の中にそのまゝ入れて、あと

でだんだん経営形態が卸売その他にお

いて變つてくる、こういうことを期待

して出されたものだといふふうに理

解しております。

○横井委員 いろいろと長々御説明を

承りましたが、結局はここでもって

第一類第八号 農林水産委員会議録第四十四号 昭和三十一年五月二十八日

第一類第八号 農林水産委員会議録第四十四号 昭和三十一年五月二十八日

第一類第八号 農林水産委員会議録第四十四号 昭和三十一年五月二十八日

第一類第八号 農林水産委員会議録第四十四号 昭和三十一年五月二十八日

第一類第八号 農林水産委員会議録第四十四号 昭和三十一年五月二十八日

第一類第八号 農林水産委員会議録第四十四号 昭和三十一年五月二十八日

第一類第八号 農林水産委員会議録第四十四号 昭和三十一年五月二十八日

第一類第八号 農林水産委員会議録第四十四号 昭和三十一年五月二十八日

第一類第八号 農林水産委員会議録第四十四号 昭和三十一年五月二十八日

第一類第八号 農林水産委員会議録第四十四号 昭和三十一年五月二十八日

第一類第八号 農林水産委員会議録第四十四号 昭和三十一年五月二十八日

第一類第八号 農林水産委員会議録第四十四号 昭和三十一年五月二十八日

第一類第八号 農林水産委員会議録第四十四号 昭和三十一年五月二十八日

第一類第八号 農林水産委員会議録第四十四号 昭和三十一年五月二十八日

第一類第八号 農林水産委員会議録第四十四号 昭和三十一年五月二十八日

第一類第八号 農林水産委員会議録第四十四号 昭和三十一年五月二十八日

第一類第八号 農林水産委員会議録第四十四号 昭和三十一年五月二十八日

一定の建値を立てて、それを他に及ぼしていく、要するに取引所のような性格があると同時に、一つは生産者に販売の場を与えるのだというようにも解釈されるのでありますが、いずれにしても、これは他の模範市場となるべきものであるとするならば、今ちょっと触れられましたが、勢いこれを育成していかなければならぬ、こういう意味がありまして、法にも御売市場には国家の助成金を出すとはうたつてございまして、できましてから何十年来一度もなくて、昨年初めて若干の補助金を出されたようでありまして、これは非常なる大英断だと思つております。そういうふうな模範市場であるとするならば、今後育成成功していかなければならぬと思つてございまして、今後の育成の考え方についてちょっと承りたいと思つております。

○安田(善)政府委員 開設当時におきまして、たとえば東京市場で、市場建設費は二千四百九十万円使つた記録がございますが、その際は、やはり国庫による補助と、大蔵省の預金部の低利資金を融資すること、事業公債によりまして、国庫補助も一五%、三百七十五万円支給しております。また政府の直接保護援助する低利資金は預金部資金で九百九十万円、事業費に對しまして四一%補助しまして出資したものでございます。五大都市もおおむね程度の差はありますが、それに準じて出資をいたしました。それから分場が、先般の御視察でお聞きになりました通り東京には二十もございまして、これは昨年の措置以外でも全部政府のあつせんする融資によつてできたものでございまして、全部というのは少し言い過ぎ

かもしれないが、ほとんど全部でございまして、昨年は特に流通取引によります生産者の保護——農林省といえども生産本位ばかりでなしに、流通過程にも十分に力を入れました、生産者の保護をし、あわせてまた消費者の立場も擁護するということが使命でございまして、かたがたもつて市場開設當時から施設が老朽化、狭隘化したし、したので、そこで六千万円の補助金、五分の一の補助金を交付してやつておるのであります。この中においては地方公共団体の財政の都合がございまして、予定が少し変わりましたが、十都市につきまして約百五十万円を除く残りについて補助金を交付してやつておるのであります。三十一年度は補助金よりも余剰農産物の見返り資金を適切に供給いたしまして、創設當時は統計がいえば一五%でありまして、昨年は二割の補助でしたが、それよりも見返り金を支給して長期償還をやつた方が、足りないところの資金調達も可能でありますし、かえつて有利であるといふので、見返り金を一年間に約五億の助成的な意味で支出する予定でございまして、これは五億と六億との間でできることにいたしております。次年度以降も見返り金がない場合は補助金あるいは両方を使う、こういうような立場で従来の補助措置よりは悪い条件でないところでもつてやつていこう。私は昨年当初立てておりました五年間のものを三年間くらいで実現するように計画修正中でありまして、あわせて関係都市からその事業計画の申請を今いたしておるところでありますので、こゝろを目的として、二十八の大小の都市は政府の助成を加えていき、監

督もつと十分にしていきたい。さらにこの補助は、立法當時は消費市場的な意味でやつたような形跡もありませんが、今後は集散市場というような立場に重点を置いて、一市場について関係県がたぐさんあるような場合は政府も措置をとるべきであるという建前を進みたいと思つておるわけであります。

○横井委員 今お話になりました見返り金の五億円を二十八の中央卸売市場に融通するということが、既存の卸売市場が幾つあり、これから新しく作るうとする市場が幾つあるか、その点をいささかしていただきたい。

○安田(善)政府委員 二十八市場の五年計画と申しますのは私どもの方で修正しつつあるわけでありまして、既存のもの十三市場でございまして、指定地域は四十で、大正十二年以降数年間に指定されており、その中には市場を開いていないところ、あるいは類似市場その他の発生している場合もあると思つて、これらを解消して公共団体で設備を設けようとするものであります。あまり長期の膨大な計画よりは、三年間でもう少し範囲を狭めて、人口十五万以上の都市にはこれがしつかりできるように改正法案でいたそうと希望しておるものであります。三十一年度限りは五億であります。

○横井委員 ちよつとはつきりしないのですが、三十一年度限りで五億というの、それはどこの都市なんですか。既存の都市が幾つで、それから新しいものにも補助をやるといふ意味ですか。二十八というのがはつきりしないのですが……

○安田(善)政府委員 昨年、五分の一の補助金六千万円を入れましたその範

囲は、たとえば仙台、札幌、横浜等、まだ最近の措置をとらなかつたところと、昨年とつても、一年だけではでき上りませんので、継続するところを加えまして、新旧両方でございまして。それはまず都市の希望を聞いて具体化したと思つて審査中であるわけであります。

○横井委員 中央卸売市場は大体それでわかりませんが、そうしますと、現在各県にたくさん市場があるわけなんではないですか。そこで中央市場と、そういうふうなたくさんある市場との関連をどうさしていくか。私はなぜそういうことを言うかという、生産者が魚をとる、あるいは野菜を市場に出す場合に、責任を負う市場もあるし、責任を負わない市場もある。従つてこういう市場行政を、中央卸売市場と中央卸売市場以外と二本に分けた一本の法律を將來は作つていかなければならぬじゃないかと、これは愚見でございまして、考えるのでございまして。今回の中央卸売市場法の改正は、ただ一部分の改正にとどまつておりますので、將來は根本的な市場行政というものを考へて、その考えのもとに一本の市場法というふうなものでも作つていかなければ、いかに乱雑であると考えるのであります。將來に對する考え方を一つ承つておきたいと思つております。

○安田(善)政府委員 参議院その他の御要望に應じまして、予算も国会で御承認を得まして、昨年は三十八人の各方面の——と申しますのは、開設者も、卸、小売、仲買の方、東西全国的に配置された学識経験者に当る人を委員に選びまして、中央卸売市場対策協議会というものを設けました。その

答申に沿ひまして、その限りにおいてそれを尊重しまして改正しましたのが本案でございまして。しかし本改正案は取引を、特に日本全国の取引そのものをいかにしたいかという取引実態の法律を予定しておるものではございせん。その御審議の際、あるいは参議院の御審議の際、あるいは外部の経験者等の方からは、広く取引法なり、中央市場法等を制定するなり、もつといろいろ考へるべきことがあるではないかという意見を伺つたこともありまして、大ぜい一致したような意見になつたことはまだございせん。特に協議会の答申では、中央卸売市場法について、少くとも早急にこの措置をとる。それが中核である。そして他の取引を自由に行われる場合でも、それに影響をより強くするように、こういうこととございまして。

しかるに現在御指摘のように、社会的に見まして市場というものが公設の中央卸売市場以外にあるわけですから、指定地域という中央卸売市場の取引の公正、公益的な取引を通じて生産者を保護し、取引も適正にし、価格も適切に形成されて消費者も安心すべきであるという地域の中に中央卸売市場に類似の業務を行う市場が発生するたしてあります。この市場とは、まず第一は卸売段階のことを考へておるのであります。そういうものを数えますと、全国で比較的大きいもののおおむね百八十くらいに及びます。東京都で四十くらいで、現行法の立法当初は、これを閉鎖せしめて収容し、中央卸売市場ができたのであります。その後できた、特に終戦後できたことは過般米の御論議があつた通りでございまして。

これに對しましては、類似の業務を行
う業者ということが現行法第六條にあ
りますので、一応略称して類似市場と
申しておりますが、法律上から見る
と、これは特別の規制法を持たない、
憲法に基く自由市場と申しますか、自
由な範圍に属します市場、俗稱でいえ
ば青空市場といふところもありま
すし、プライベートの私設市場と言つて
いる人もあります。公共団体で開設を
しているものではございません。従い
ましてこれは今まで放任してございま
すので、かりにこれを許可制にいたし
ますと、中央卸売市場も、開設者がた
とい公共団体であつても、ひとしく許
可を受くべしという論議が法制局等
にかなり強くありまして、現行法が育成
法としては、模範市場法としてはよろ
しい、しかし中央卸売市場を阻害する、
またこれを通じて公益ともいふべき公
共の福祉に係る生鮮食品、必需食
糧の取引の公正を阻害するといふよう
なおそれある場合には、類似市場は規
制すべきであるから、まず実態を押さ
なければならぬ。押さえるには届出をし
ていただきまして、よく実態を研究いた
しまして、そうして中央市場との競
合において不適切な場合、少くともプ
ライベート会社を開設する場合と公
設市場が相当の金を投入して取引を
行います場合は、やはりせり売り
等の方法にもとまらず、いかぬ
の差がありますので、業務の方法を
中央卸売市場に準ずる程度まで監督
し得る、施設もそこで取り扱います
量、過去の実績等を考えまして、もし
衛生上不適当だと、これは衛生法規に
よるものであります。取引上その他中
央卸売市場法で農林省が監督いたしま
す事項について、必要な地方について

は施設と業務の両方にわたりまして、
監督命令がある、それを十分に守らな
い場合には施設の変更命令もできます
れば、業務停止の命令もできる。さら
に進みますと、先般米参考人や御陳
情がありました方は、私は誤解だと思
つておりますが、現行法でありまし
て、改正法案の条文に入つておりま
せん第六條の關係でございまして、ど
うしても業務停止ぐらいではないけな
いという場合にございまして、中央卸売市
場の開設者がその地域に分場を設置し
ましたり、特に間違ひなくやりたいと
思ふ例を申しますと、東京都が築地の
市場を開いておる、神田や荏原の分場を
持つておるといふ場合に、その類似市場
の付近にみずからやるべしとして本場
をもう一つ他に設ける、こういうよう
な場合には、法に従ひまして閉鎖命令がで
きるといふ現行法がある、現行の解釈
をそうすべきである、その場合には補
償をとる。しかしその一歩前には緩和
に話して、話し合いの買収を行う、そ
の際に失業者も発生しないように上手
に収容する、また中間の形としまして
は、類似市場を借り入れまして、そう
して市の直営の中央卸売市場にする、
その場合に農林省は認可しようと思つ
ております。そういう改正法案の立
法になつておりますが、そういう気持
でございまして、今後その運用をいた
していきたいと思つておるのであり
ます。指定外地域につきましては、
魚でも、特に蔬菜、果実等につきま
しては、消費地と生産地に非常に近い、
商人がおりまして、そう有力でない
ところでありまして、一応現行憲法から
します無理のない立法という意味の精
神、そこで中央市場を規制と同時に

育成し、類似市場を適正に規制しま
すれば、自由な市場ができた場合でも、
影響力はほとんど——中央卸売市場と
法的に規制を新たにいたします類似
市場との措置をもつて適切を期し得る
のが、この段階ではないか。また適當
ではないか。将来な必要がありまし
たならば、別の立法措置等を考へて措
置するのはいいいのではないかと
思つておる次第でございまして。

○横井委員 今類似市場のお話でござ
いまして、類似市場は要するに中央
卸売市場の指定区域内にある市場の意
味でございまして、これはあとで伺
います。私が先ほど申し上げまし
たのは、中央卸売市場の指定されてお
る区域以外、愛知県で申しますれば、
名古屋及びその周辺の都市は、中央
卸売市場の指定区域内でございする
が、その区域外にある、たとえば豊橋
市にあるとか、岡崎市にある市場、こ
ういふような市場が全国に非常にた
くさんある。そういうような連中が先般
来お寄りになつて、一つこういうほ
の市場でも一つのワケにはめて、保護
をしていただき、育成もしてもらいた
いといふので、相当運動をしておる
と思つてございまして。そういう市場を
私は先ほどお尋ねしたわけなんでござ
います。類似市場の問題はちよつとあ
と回しにして、そういう市場も一つの
法的の根拠を与えて保護育成をしてい
く、一面規制をしていく、そういう必
要があるのじゃないか、こういう意味
なんでございまして。

○安田(善)政府委員 お尋ねの地域及
びそういうような市場につきまして
は、地域の指定を法律に基きまして
充たないしは変更することをさらに研究
すべきが第一だと思ふ。第二には、従
いまして一定規模以上のものは、その
地域の類似市場扱いを改正法案にされ
るのが適當だと思ふ。監督を受け
るといふことでございまして。それを除
きますと、やはり腐敗のしやすいもの
ばかり扱いますから、生鮮食品の蔬菜
とか果実とか魚とか水産加工品とか、
せいぜい肉とか卵とか——しかも肉は
あまり目下扱う実力はないと思ふ、
この問題は将来なお研究する必要があ
ります。自由で地域指定の關係により
て、自由に残していてもいいものだ
と一応思つておるわけでありまして。
しかしながら、地域指定の変更など
によつても、なお一方監督規制もいた
しますれば、一方育成もすべき場合に
は、これは地域指定がやはり依然とし
て前提になると思ふますが、ならない
場合には別個の措置を考えまして、数
県の県庁から少し話があることもあ
りますが、その場合は中央市場法類似市
場に関する規制法規と重複して条例を
作つてもらつてはいけません。地方
庁の本省と打ち合せをいたしました条
例措置によつてやつてもらふのも方法
ではないかと、ごく最近では考へてお
る次第であります。しかし何しろ実態が
よくわかりませんし、改正法案ができ
ましたら、類似市場は認めるな、ある
いは認めて規制するのが適當である
——参議院はそういう結論であります
いろいろな意見が出まして、やつとそ
ういふ自由であつた市場のある程度
の人が——市場関係者全部でございま
せん、といふのは開設者、取引の方法、
卸売人、仲買人、小売、こういうよう
なところに触れませんが、一部の卸売
業者だけがいたずらに規制されて困

るというふうな意味から、中央市場の
卸売人の団体の中へ加入されたり、そ
ういふことも最近起きております。荒
木先生などの団体などにも入つてお
るものであります。そういうことは今後
研究を地方事情に依つてすべきもの
で、特に生産地、陸揚げ地というよう
な市場については研究すべきことだ
と思つておるわけでありまして。

○横井委員 あまり時間もないので
ありますし、他の質問者の關係もあり
ますので、どうか一端的にお答えを
願ひたいと思ひます。そこで類似市場
といふものは、従来の考え方は、これ
は許さないのだ、たとえば中央卸売市
場ができるときには、その同じ区域の
ものにおいて、ほかの市場といふもの
はなくしてしまふ、こういう考え方で
あつた。ところが今度は、いわゆる類
似の市場として、中央卸売市場と同じ
ものを許していくといふ、百八十度
の轉換であります。なぜ百八十度の
轉換をしてそういうことをしなければ
ならぬか、類似市場として認めてい
かなければならぬか、こういうことを端
的に御答弁を願ひます。

○安田(善)政府委員 現行法は類似市
場はなかるべきものという考えはない
と思ひます。中央卸売市場法による中
央卸売市場が望ましいという育成法だ
と思ひます。規制法ではないと思ひま
す。ただ中央卸売市場が望ましいとい
ふ、これを總括し、保護し、助成し、
育成をして、そのインフルエンスを取
引上と与へる、市場上と与へる影響を
強からしめて、そうして生産者、消費
者、取引業者の間に、おのづからい
い価格形成と取引を行はしめようとい
ふ法律だと思ひますが、中央卸売市場法

第一類第八号 農林水産委員会議録第四十四号 昭和三十一年五月二十八日

三

による卸売市場を作る際に、作るために必要な場合には、類似の業務がその市場の指定地区内に行われておる場合は、閉鎖を命じて吸収することができ、そういう規定を置いたにすぎません。立法当時の膨大な議事録を見ましても、中央卸売市場外に、この法律によれば、いわゆる類似市場——自由の市場ということであり、類似の業務を行う自由な市場というものは、今後も存在し得るということを予定して立法された記録がございます。

○横井委員 それは議論になりますけれども、実は私は違ふと思つております。ということは、中央卸売市場というものは、そこで一つの価格を建てるのであつて、その建値を建てたやつを、その区域内において万遍なく、同じような値段で消費市民に食わして行く、こういう意味だから、市場が同じ場所になつても、そういうことができないので、類似市場というものを一つづつ作つていく、こういう意味でございまして、中央卸売市場に統合して一本のものを作っていく、こういう意味でございまして、その中央卸売市場の区域内にどんなことができるならば、何も中央卸売市場は必要がない。だから私はあなたのおっしゃるのは間違つておると解釈するのでございますが、とにかく、実はこれは、当局がほつたらかしておつたことが一つと、一つは時勢である。同じ区域内にじゃんけん出てきた。しかも片つ方の中央卸売市場は非常な規制を受ける。しかしながら自然発生的にできたやつは、自分の計算で、自分が一生懸命やるんだから非常に発達した。ことに、私は名古屋の例を持っておりますが、名古屋は中央

卸売市場よりも、同じ名古屋市内にある柳橋市場の方が非常に発展してゐる。それは中央卸売市場は四十人五十人という人を使つて、役人さんのおつていろいろのことを言つて規制してゐる。ところが柳橋市場というのは、わずか五人か六人しか使つていない。そういうところで経費も少し、一生懸命やるからどんどん発展する。柳橋市場の方が発展してゐます。だからそういうものがどんどんできると、中央卸売市場というものは何のためにあるかわからなくなる。一定の区域に、同じ名古屋市内に同じような性格というよりも、むしろ民間でできた市場の方が発展してゐる。それじゃ中央卸売市場というものが何のためにあるかわからなくなる。ところがこれをほつたらかしたから、ああいうものができてきたのであります。だからこういうふうになつたのであります。中央卸売市場法ができたときには、いろいろな市場をその中に吸収していくという意味であつたが、これはその後の法の盲点であります。私の解釈によれば法の盲点であります。そこで今度はほとんどできてきたから、つづすわけにもいかぬので、これに類似市場と名前をつけて、ある意味において規制していく、こういうことなんだろうと思つて、この際一つ承つておきたい

のは、こういう一定の程度以上のものを類似市場として扱つていく、やみ市場のような小さなものは扱つていかなないということになっておりますが、この条文では、その施設が命令をもつて定むる基準をこゆるものを類似市場として扱つていくとおっしゃるのだが、一定の基準以上をこえるものというものは大よそどれくらいのもの想像しておいでになるのか。たとえば東京都内に各方面に類似市場というものがたくさん散在しております。ところが一定の基準をこえるものだけを類似市場とする、基準をこえないものは類似市場でないのだ、こうおっしゃるのです。が、一定の基準というのはいくほどの程度のものをさされるのですか、その点を一つ承つておきたい。

○安田(善)政府委員 類似市場を適切に規制すれば、中央卸売市場の業務を阻害しないので中央卸売市場によりまして取引をリードできる、こういう考えを持つて、またリードできない場合合弊を生ずれば閉鎖命令を行う。これは六条の解釈が横井先生と違ひまして、政府部内ではよく打ち合せました。が、今東京に一市場なり二十分場がありまして、今後東京都が市場を開設しようとするときは、やはり閉鎖命令を出すことにはできると思つております。そういう意味で敷地三百坪、建坪百坪、売場面積が八千坪以上と一応予定しておりますが、これは現在の開設者や卸売業者やその他の売買参加者等を都市ごとに——都市と申しますより指定地域ごとに個別にこの基準をもとにしながら話し合つてやりたいと思つております。これがみんなが適当で

ない、こういうことを言われる場合には、東京都と鹿児島と福岡、あるいはこれからできる小倉、こういうようなものとは地方と事情も違ひますし、大ききも違ひますので、消費人口、出荷量も違ひますので、東京都、名古屋、大阪の例などを基準にしまして、中央市場における売場面積と今申しました三百坪、百坪、八十坪というような比率を考えまして、言いかえますと、片方が片方にどれくらい優位率を持つか、指導力を持つかという比率でも押さえることをも両方提案いたしまして、民主的にきまつたところで実行いたしたいと思ひます。

○横井委員 もう一つお尋ねをいたしますが、同じ中央卸売市場法が適用せられる区域内において、中央卸売市場とそれから県条例で認可をせられておる市場があります。これは現実に愛知県あたりは名古屋の中央卸売市場と愛知県条例によつて市場ができてゐるのと同じ区域内に二つあります。その場合に、県条例の適用を受けてゐる市場もやはり類似市場になるかどうかというところ、それから県条例というものは中央卸売市場の適用を受ける区域内には適用がないかどうか、この点を一つ承つておきたい。

○安田(善)政府委員 条例というものは、関係の法令に従ひまして国の法律で規定してある事項につきましては、条例を制定することができないのが日本の憲法以下関係法令でございます。従ひまして、改正法案によりまして指定地域で類似市場扱いをしますものが、県条例がすでに許可制度等をとつてありまして、それはその条例は無効に

なり、実際は取り消していただく、重複できない分は作り直して再検討していただいて、有効にする。しかし本来の改正法案の精神は、その他は自由で、指定地域を広げたりして中央卸売市場を拡充してゐらう、その方が先かもしれない、そういうふうな法律論と運用面を考へておるわけでありませう。

○横井委員 次に一つ承つておきたいが、中央卸売市場の卸売業者の許可制は、今までは農林省が持つておつたのを、今度都道府県が持つておつたのを、今度農林省が持たれるということにつきましましていろいろ議論もあるようでございまして、ことに東京都などは権利を取り上げられるというふうな趣意もございまして、ほかの都市でもやはり開設者が持つのが当り前じゃないかという説もございまして。しかも現在都道府県が持つておるものを農林省が取り上げるといふことは中央集権ではないか、こういうことを相当言われておりますが、あなたの方の解釈を一つ承つておきたいと思ひます。

○安田(善)政府委員 卸売人の許可につきましましては、だんだんと御意見もあつて、改正法案の御審議上重要な事項になつておることを私も各段階、各時期、経過に応じてよく認識をいたしておりますが、農林省の解釈としましては、現行法におきまして、言いかえますと、旧憲法のもとに作り出した現行法の卸売人に関する規定は、地方自治体というものではないに、国の地方機関である機関委任によつて国の事務を行います、県ではありませんで、県知事であり、またその業務が国の事務でありますことは、新憲法下の

地方自治法にも特に明文をもって明記したてである。それがいろいろ事情の変更もありまして、今後市場政策になるべく十分なる力を尽したいという政策とにらみ合せ、また他の条文の改正条規との関係もありまして、これはまさに本省において取り扱うべきものである、農林大臣というよりは、中央政府、本省において取り扱うべきもの、こういう意味におきまして改正案を御提出申し上げて、御審議を願つておるわけでありまして、結論的に逐条的に見解を申し上げますと、まず卸売人の業務は、中央市場の中に入りまます貨物と同様でございますが、北は北海道、南は九州からでも東京の——しかも生産者の委託販売を原則として取り扱われる業務地域が全国的でございます。留意すべき点も多々ございます。各方面からあります。そこで都市である開設者ではもちろんいけない。また地方長官が許可権を持つのは今では適当でなくなつておると思つておるのであります。

が、本来これは国の事務である、国の機関を地方長官に行なわたのであります。知事はともかく開設者は適当でない、こういう意見でございます。

とについても本省が適当だと思つております。

おりますので、その生産、流通、消費を通じて偏せざる行政、むしろ開設者であれば消費地本位の、あるいは長年なれた業者との間においての因襲にとられた行政があるもので、この際においては第三者的で、各段階で地域において広い面の監督者という意味で、農林本省が許可権を持ちたいと思つております。

いないのであります。他の都市は違ふのであります。

第四点としましては、卸売人が取引条件を結びまして、独禁法の排除をいたします場合の監督は、私的独占禁止法の関係をもちまして農林大臣が認可し、また監督し、初めて可能であるので、同様に行なわなければならないと思つております。また農林省は、立案に当りまして公取とも打ち合せまして、過去の経緯も考へて、営業卸売人の合併、営業の譲渡というものにつきまして、農林取引の実情、言いかえますと、鮮食食品のうち委託販売で売り取りをする方法を業務規程では原則として扱つておる、こういうことかいたしまして、あまり厳格に独禁法を他の鉱工業のようにするの適當でない、その必要もないというので、覚書交換で運用の申し合せがしてあり、参議院の改正では、これを法文化して修正案ができておりますが、いづれを通じまして同じ運用になると思ひます。その際にもこれは取引条件のみならず、営業譲渡、合併は大臣の許可が必要であると思つております。

さらに中央卸売市場につきましては、横井先生のおっしゃいますように、一時中間的には、地方庁も中央政府も育成助長、監督の力が足りなかつたのではないかと。対策協議会でもこれを積極的に行うべしという意見もありました。農林省で関係の専門の課を設置いたしました。助成、低利融資の措置、その他のことを考へましても、合理化したり、ほんとうの企業整備を第三者的に行い得る、こういうこ

さらに農林省は、過般も当委員会御指摘になりましたように、生鮮食料品というものは扱いにくい、豊凶の度に應じて、生産の変動がひどいものでもあるから、これは特定の市場だけにまかせておきますと、あるところに荷が集まつて暴落する。案外よその市場に出せば値が維持できる、こういう場合があるもので、地方庁をも使ひまして、村の段階の生産者団体をも入れまして、指導者も入れまして、全国的なものなるものの流れの需給調整協議会を四半期別に行なつておるのであります。指導措置であります。この関係を見ましても、またこの措置がなければ十分な取引に対する政府の措置ではないと思ひますが、これとの関係から見ましても農林大臣が直接監督するの卸売人では必要ではないか。

最後に独占の弊があるかどうかともいふ御議論がありましたように、穩当なる取引業者が存立する。特に生産者団体もつと伸びていくということなども考へなくては行けませんので、慎重にこれは検討しなくては行けません。が、それらについても開設者では適當でないと思つております。またおよそ事業の主体としてだけ認めました開設者というものが、地方公共団体であります。国の行政権を直接特に法律で委任されるという例もあり聞かないのであります。そういう建前から申しまして、特に東京都を御指摘になるのは適當な議論ではない。また六大都市にしましても、私どものところへは東京都のような御議論は実はきて

○横井委員 非常に懇切丁寧な御答弁でございまして、六大都市は東京都以外であつたおっしゃる通りでございます。そこで特に御尋ねしたいのは、一番卸売業者が関心を持つておるのだから、当局が一体卸売業者というものは、今のうちに相当何会社かあるのが適當なのか。それとも一社にまとめてしまふのがよろしいのか。要するに一口に言へば、単複の問題は非常に業者の関心の的でありまして、当局の今の考へといつましては、現在のようは複数の会社があることが適當であるとお思ひになるのかどうかという点でございます。特に今度公取の排除の問題がありまして、これは一本になること、当局が考へておるのじゃないかというようにもなる向きがありますので、当局の考へとしては、今のうちに幾つか会社がある方がよろしいのか。これは生産者の立場もございまして、いろいろまちまちの説がありますし、まちまちの考へがあります。あなたの方としてはどういう考へであるか、この点を一つ承わりたい。

○安田(善)政府委員 参議院でも相當明確に答へたと思つておりますが、一市場で一個は不適當と思ひます。原則のことです。現に尼ヶ崎とかその他の都市、佐世保とかの二つの市場では一つの卸売人しか自然的にまだ発生いたしていません。これはなお一個くらいできるべきもの、第一会社形態でいわゆる業者が卸売人になりま

第二点としましては、卸売に対する委託者、言いかえますと、生産者の出荷が無条件で行われてせりが行われる現状でありますから、生産者の段階では、農協であらうと魚協であらうと、これは県連の段階では農林大臣の直接監督、またそれを通じて農林省の委任を受けて県知事が監督しておる団体、あるいは指導奨励をしておる団体でありますので、これと照応しまして、生産地から消費地へまでの業務を行う段階は、同じように農林大臣が許可権を持つ、あるいは監督をすることが必要だと思つておるのであります。

第三点は、先ほども申し上げました

給つた消費面においても責任を持つて

は東京都のような御議論は実はきて

出資する方

もあるかもしれませんが、ありません。全販連は大阪、東京で行なっております。全漁連も進出配もありません。そこで一社では適当でない、二社になる可能性も本質的にもある。それから数社というところの数がございしますが、あまり乱立するのもよくない。そこで生産者と卸売業者と双方考えまして、またせり売りの理由も適当な取引方法であるというのを考えまして、業界の意見を十分に拝聴いたしますとともに、特に農林大臣が中央集権的に権限を持ち過ぎてはいけないという御注意もありましたので、許可に当りましては整備も新設も新たな許可も開設者の意見を尊重してでなければ許可をしないという改正法案を御提示申し上げておるのであります。参議院の修正ではさらにこれに加えて、業務規程で卸売の最高数を定めることができる。最高数の範囲内で農林大臣が許可をせよ。許可をした場合には、特に断つた理由を明確に書いた文書で開設者に送ってやる、こういう改正案がつけられました。私はこの全体を通じて運営を考えますときに、原案で文章は簡明に開設者の意見を尊重せねばならないと書いた意図とほとんど同じであるから、運用上適切にできると思ひまして、参議院の修正もつけようであるということをお答えがございました。以上でございます。

○横井委員 そうしますと端的に申しまして、公取を排除する規定は、かりに修正が参議院でできて、あなたの

方の運用としては一市場で一本の会社になるという申請があつてもそれは許さない、こういうことでございますか。

○安田(善)政府委員 結果においてそのとおりです。なぜかと申しますと、それが営業停止でもくわねます場合には、生産者は出荷しようがございせん。消費者も買ひようがございせん。おのずから監督も適正より甘くなる、そういう意味であります。

○横井委員 同じ中央卸売市場において、現在三カ所あるところで相当りつぱにやつておる会社もありまして、中にはわずかに数人ないし十人くらいの人々が、とにかく取引をしておるという程度の卸売業者もおりますが、そういうものも当分の間はあなたの方からは統合せよとか、あるいは合併をさせるとかいふ態度はなさぬおつもりであるか。現在の状態においてよろしいか。大体内部としては、たとえば東京都で申しますれば、四大会社というものは相当りつぱなものであります。そうかといふとごくわずかしは取引していない会社もある。これは東京都のみならずどの都市でもありますが、大体現在の状態をしばらく放任しておくつもりか。それともそういうような微々たる、というところと語弊があります。とにかくやつとここで取引をしておるというような会社もありまして、そのままで当分は放置しておかれるのか、その点を一つ承わりたい。

○安田(善)政府委員 現状のまま放置しておく気持はございません。適切なるところはそのままでもよろしいのでございまして、乱立して信用度が薄くて生産者に迷惑をかけたなり、卸売業務を市場の中で行います場合に、まことに売場もはつきりできない、荷も引けないというふうなもの、他日の取引上生産者、消費者に迷惑をかけるおそれもあり、かたがたそのために他の卸売業者が経営の健全性を欠くということもございまして、かねてから私が局長になりました前、二回にわたりますして適切な整備促進を期待するといふ通牒が出ております。私は単に局長限りのそのまゝの文章では適当ではないと思つておりましたが、他日改正法案を御審議御可決下さいましたならば、この法案及び国会審議に現れましたし、まして、その漫然放置しないが、過多に乱立に過ぎず弊害が生ずるところは、資金の融通をあっせんしましたり、業界間におきます統合整備に適當なる一役を買ひましたり、また一業者しかないとはいふことを考えました。またたとえば二つでありまして、一つが九五%も扱ふ、こういう実質上独占の業体である場合には、適切に取引分野を制限し、独占の弊害がないようにしました。新設の場所には初めからそういう指導を加えて助成をする、こういうことを加えて、改正法案に盛り込んでおります。国会の御意見を尊重して進めたいと思つております。

○横井委員 それでは最後にもう一つ承わつておきますが、今度は本腰を入れて市場行政をやつていかれるおつもりでございましょう。とにかく今計画を承わりますと、全国で二十八の中央市場を育成していく。そのほかに類似市場が、おそらくこれはずいぶん多かろうと思ひますが、こういうようなたぐさんの市場、しかも生産者のためには販売の場として非常に大切なところである。この市場を監督していかれる立場において、現在のあなたの方の市場課はわずかに八名であります。八名だけで全国の市場を監督できるかどうかというところのございしますが、これはさらに拡充をしていかれるお考えか、これでやつていけると思ひますか、その点を承わりたい。

○安田(善)政府委員 他の課をつぶしまして、企業市場課を新たに設置いたしましたのであります。三十一年度予算定員の編成に当りましては、相当大きな要求を出しました。指導及び監督に遺憾なき陣容を早く整えたいと思ひましたが、二名しか増員がございせん。現在九名でやつておるわけでございます。これは地方に長期に駐在させることも考慮中でございます。なおこれをもちつて十分には思ひませんが、初めて法案が施行になりますれば、類似市場等明確になつてくるものがあるわけでございます。その期間を經過しましたならば、この市場は水産庁とか改良局とも関係が多いのでございまして、それらの業務をもちましてさらに実質上の陣容もふえるようにしたいと思ひます。今後はなお一層その努力をしたいと思つております。言いかえますと、前年よりは一歩進んでおりますが、まだ教歩足りないところがございます。そこでその間は地方長官のお助けも得まして、その根拠法規も本法にございまして、両々相待ちまして逐次拡充をいたしたい、こういうふうに思つております。

○村松委員長 芳賀貞君。

○芳賀委員 ただいまで横井委員と安田局長の間に相当具体的な質疑がかわされましたので、私は重複を避けて二、三点に対してただしたいと思ひます。

第一の点は、本法案の改正と、それから参議院からの修正送付された点が関連があるわけでありまして、独禁法の適用除外の問題について、三月六日付で、農林省の事務次官と公取の事務局長との間に、覚書が公換されております。この覚書の第一点は、農林省は、現在中央卸売市場の中には卸売人の整備統合を要するものと認め、その事前には卸売人の合併又は営業譲受の事案につき充分検討を行った上、公正取引委員会に対する連絡を密にする。という点でございまして、次に第二の点であります。「公正取引委員会には、卸売人の現状及びその業務の特殊性を充分に認識し、卸売人間の合併又は営業譲受の事案に関する農林省の見解を充分尊重する」というのであります。

私はまず、何がゆゑに三月六日付でかくのごとき覚書を取りかわす必要があつたかという理由、しかも中央卸売市場法の改正案を政府においては提案されたのでありますから、もし改正の内容について、かかる独禁法上の適用除外をするということがどうしても必要であるとするならば、これは法律案の改正の中において、正當に処理すべき問題であるというふうな考えられるわけでありまして、この点だけを、特に覚書に譲つたという根拠等に対し

て、農林当局並びに公取委員会の両者から、具体的な御説明を願いたいと思ひます。

○安田善政府委員　まず第一には、覚書の理由についてお答え申し上げます。

前国会で、大阪の中央卸売市場につきまして、特に青果物関係の卸売について、基本的にはあそこの卸売人が乱立きみで、生産者にも、卸売人間の取引にも、卸売人の経営の健全性の上からいっても、適当でないという事態がかねてあつたらしく、国会議員の方からも大へん議論がありました。その結果参議院で、卸売人の営業譲渡及び合併等に関する事項は、農林大臣が認可することとして、公取に十分協議してやれば、法を適用排除するという案が出て、継続審議になりました。また休会中の農林委員会では、対策協議会で十分検討の上、政府案を立案せよという御懇意がありました。その両者をお互に検討しました結果、ざつとばらんに申しますと、農林省、開設者、業界、公取委員会との間におきまして、中央卸売市場の卸売人の営業の譲渡、合併についての独禁法を適用する考え方の基本を、もつと統一しなければならぬということを感じましたので、案を具してお打ち合せをした結果が、この覚書をかわした理由であります。覚書をかわすに当りましては、農林省は一個のみならず、数個の案を具しました。議員立法も継続審議になつておつた関係もあります。それで第一に、かのごとく覚書で取扱ひを十分に慎重にし、かつ意識を統一してやる。中味に至りましては、会社同士が一般取引分野において私的協定を結びまして、

そして営業譲渡、たとえばある会社が十の分野の六を占める、あるいは八五%を占めるというような状態はいけないうい場合でも、市場内の業務規程なり監督規定があつて、せり売りが原則である、委託販売である、こういうような状態の場合には、多少違つた独禁法の適用もあるではないか。その判断は地区ごとに、市場ごとに、取引の体制において判断する裁量の問題であるけれども、裁量の基本の意識は統一しなければならぬというのが一案で、覚書に表れたものでございます。第二案は、いづそのこと運用をどういうふうにして、法文にその根拠を置く。すなわち市場法という法律があつて、取引法等その他が以上申し上げたようであるから、法文で、卸売人の合併及び営業の譲り受け、譲り渡しの事業についても、公取委員会とよく打ち合せれば、農林大臣が認可した場合よろしいと法文化するのが、提案にもすでになつておるんだから、この際政府案の改正案にも、それを入れたらどうかという打ち合せをいたしました。結論は、農林省、公取委員会が相談をいたしまして、その相談の事前には、関係者の御意見をよく承りまして、一業界が公取に行つたり、農林省に行つたりということになしに、農林省にまず全部来る、農林省が判定をして、その結果公取と打ち合せをする、こういう手続も明確にしよう、そういう覚書でございますが、法文で書いても、裁量の問題が多い問題であるから、これは覚書でいいではないかとしたのであります。取引条件についても、同様のことがありますが、価格、数量を除いては、取引条件は法文化いたしました。

従つて政府の改正原案には入れませんでした。参議院では裁量の問題は、そういうふうにあるかもしれないが、単数論、複数論もある。しかし横井先生に私が答えましたと同趣旨のことを話しましたら、それはけっこうである、しかしそういう覚書があれば、実行はするんだから、天下に周知した方がいいのではないか、官庁間の覚書は、安田は勇敢に参議院にありのまま文書をも示して説明をする、——国会で説明すれば、天下周知となりますので、業界の常識となつて、そういう措置も行われる。その事業については、農林省にまず仕事が出て、役所と役所で話す。公取委員会は前国会で示したような、厳格で強過ぎるほどの取り扱いはしないということとわかるけれども、そういうことを打ち合せて、公取はどういう意向であるかということとをばらばらに聞かないで、かつまた一歩進んだということを知るには、法文で書くのが、民主国の法律制定に対する態度である、運用は覚書の趣旨でよろしい、こういう御意見がありました。それがやはり関係党派の間でお話し合ひがきまして、自民党、緑風会、社会党、ともに満場一致、そういうことでありました。ひとしく運営上の問題は、覚書と同様の趣旨でございますが、法律をもつて国民に明確に示した方がよいということでありましたので、それはあるいはそういうことが本来のことではないかというので、政務次官から、修正案が非常にけっこうでございますという、政府の所見が述べてあるわけでありました。

御説明がございましたので、本日は私の方から、私どもの立場につきまして、一言補足的な御説明をいたしたいと思ひます。

本件につきましてはるる安田局長からお述べになつたような事情でございましたのでありますが、私どももいたしましたのでありますが、卸売人の乱立の弊害というものを十分に認識いたしまして、かつまた独禁法本来の建前というものをくずさないという意味におきまして、最後まで法文に、営業の合併譲り受けにつきまして除外例を設けることにいたしました。除外例を設けたのでございます。と申しますのは、この改正案におきましてはいわゆるカルテル行為の容認と申しますか、卸売人間の取引条件に関する協定につきましては、他のものもろの事業法等におきましてはカルテルの除外例を設けておりますし、特にこの業界におきましては特殊の事情もございまして、この点につきましてはわれわれといたしましては最初から全然異議を申さなかつたわけでございます。ただ一般的に申しまして、一たん合併もしくは営業の譲り受けを認可いたしました場合には、その後、おそろく直後におきましては、いさやゆる独占の弊害というものはなかなか現実に見えないとは思ひますが、長期的に見ますと徐々に独占的な弊害というものが現れてくるのが通例でございます。従ひまして、一たん認可いたしましたかなりの時間を経ましたのちに、独占の弊害を排除するために、たとえば合併をやめさせるとか、あるいは営業を元に戻させるとか、あるいは営業を元に戻させる、株式を元に戻させるというふうな処置は、実際問題としてはほとんど不可能でございまして、従ひまして従来とも協定の適用除外につきましては、比較的われわれといたしましては経済界の実情に応じまして、またそれぞれの業界の実際のスタイルその他を勘案いたしまして、協定の適用除外という問題につきましては十分に考慮いたして参つたのでございますが、いまだかつて合併、営業の譲り受けの点につきまして除外例を設けた先例はございませんのは、実はただいま申し述べましたような実態的な理由からでございます。農林省におかれましては、この規定を設けたからといって直ちに単一性をこるものじゃないというふうな明確な御答弁がございまして、われわれといたしましては十分安心いたしましたのでございまして、法理論といたしましては、今申し上げたような實際上認可後の排除措置という点を勘案いたしますと、はなはだ不都合な結果が起りますという意味におきまして、今まではこういう適用除外の考え方はして参らなかつたのでございまして、種々農林省とも打ち合せまして、とにかく農林省としても覚書の交換によつて、実際上そういう独占的な弊害の起らないような措置をとりたいという御意向もございましたので、われわれといたしましてはただいま御指摘になりました三月六日付の覚書を交換するということをきめましたのでございまして、これは参議院で本法案が修正になります前の考え方でございまして、もしも修正のようにきましますならば、同じ文句にいたしても考え方はやや異なつてくるのじゃないかと思ひますのは、今までは公取が合併営業譲り受けの認可——と一応申し上げておきます

が、認可権を持つておるわけでござい
ますが、これが本改正法案によりまし
て、認可権が農林大臣の方へ移るとい
うことになりましたらば、この覚書の
内容も考え方も多少は変わつてこなけ
ばいけないのじゃないかと思つていま
す。実体的には双方でよく打ち合した
上でやつていくという趣旨には変りは
ございせんけれども、認可の主体が
変りましたという意味で考え方が変わ
てくると存じておりますので、その点
は農林省ともよく話し合いをいたした
い、こういうふうに考えております。

○芳賀委員 公取の小川局長にお尋ね
いたしますが、公取委員会というの
とにかく独禁法を守るという立場の上
に一貫して立つべきだと思つたのです
ところが、たとえば昭和二十八年の国
会における独禁法の相当大幅な改正、
その後も不況カルテル等に関する改正
等が行われたわけであります。最近
はどうも独禁法そのものの精神がゆ
がめられてきているというような事実
は、これは否定することができない。そ
ういふ場合においてはやはり公取委員
会が一貫した立場の上に立つて、運用
上においても、そういう独禁法がゆが
められてくるという方向を阻止する
というふうな努力は、どうしても必要に
なつてくるんじゃないかと考えられるわ
けです。しかも中央卸売市場法の改正
案が出されるに前後してこういうよう
な覚書が結ばれるということは、これ
は農林当局と公取との一つの取引のよ
うに考えられるわけですね。たとえば法
律の改正にはこの適用除外の条件をう
たわれないかわりに、こういうような覚
書を交換しておくという意図がうかが
われるのですが、そういうような一つ

の取引的な意図の上にこの法律改正と
関連して覚書の交換が行われたかどう
か、その事実についてお伺いしたい。
○小川政府委員 ただいま芳賀先生か
らさらにお尋ねがありました点でござ
いしますが、われわれといたしまして
は、農林省とやみ取りをしたというふ
うな考えは毛頭持つておりませんので
ございまして、法律の解釈適用の問題
につきましては、あくまで公取で独禁
法の解釈適用という問題については主
導権を持つておると考えております
し、従来ともそういうふうな運用して
参つておりますので、ただ事実関係等
につきましては、われわれといたしま
しても、ごく少数の人数であらゆる業
界の問題について勉強いたしておりま
すために、ややもすれば事実認定の点
でどうしても主管官庁の方にお聞きを
しなければならぬという点が多々ござ
いますので、本件につきましては、主
務庁であります農林省の御意向、ある
いは事実の認定というものににつきま
して十分に傾聴する必要があるという
ふうに考えまして、この覚書を交換した
次第であります。

○芳賀委員 さらに小川さんにお尋ね
いたしますが、この覚書によりまし
と、公取委員会は卸売人の営業譲渡あ
るいは合併等に対して、農林省の見解
に全面的に信頼をするというふうなう
たい方がしてあるわけですね。特にわれ
われとして注意しなければならぬの
は、卸売人の現状及びその業務の特殊
性に対する認識なんです、中央卸売
市場における卸売人の一つの特殊な
業務あるいは企業の上から見た特殊性
というものを十分認識しているという
ことになる、これはやはり原則にお

いても当然適用除外すべきものである
というふうなこともここからうかがわ
れるわけなんです、この特殊性とい
うものはどの程度に理解してござい
たっておりますか。

○小川政府委員 この覚書の文章につ
きましては、双方の間でいろいろ検討
しました結果できたものでございま
すが、文章そのものには多少御指摘のよ
うな抽象的のわたるような書き方をし
てあるかも知れませんが、内容的に見
ますと、主として卸売人の乱立による
弊害という点を現わそうと思つて、ま
して、やや回りくどいような表現が使
てあるかも知れないのでございま
すが、あくまでそういう意味で書いてご
ざいますので、御了解をお願いいたし
たいと思つております。

○芳賀委員 そうするとこれはむしろ
乱立の弊害を阻止するために集中化が
必要である、そういう意味ですか。

○小川政府委員 乱立の弊害を防止す
るためには、ある程度まで合併あるいは
は営業の譲り受けをやらなければいけ
ないという考え方にございまして、われ
われといたしましては一足飛びに単一
にするとか、あるいは過当独占的な
パーセンテージを持った合併にする
とかいふふうな問題につきましては、
はっきりはお出ておりませんけれども、
独禁法の原則上認め得る限りは、乱立
の弊害を防止するためにある程度まで
合併、譲り受けを認める、こういう趣
旨でございまして。

○芳賀委員 それはその以前の問題を
閑却しておるわけですね。これは何の
ために卸売人が中央市場に現われてお
るかという問題です。自然発生的に卸
売人がそこに現われるというわけでは

ないのです。やはり法律によつて卸売
人に対する許可というものが行われ
て、初めてそこに業務を行う資格が生
じてくるわけですね。つまり法律の根拠
に基いて地方長官あるいは開設者がこ
の卸売人を許可するということがなつ
ておる。だからそういう許可をした以
上は、市場における適正な業務が行わ
れるように、これは十分慎重な注意と
か指導、監督を行ふべきであつて、そ
れが非常に緩慢に行使されておつて、
許可された者の乱立を防ぐというよう
なことで独禁法の適用除外をやるの
は、やはり筋道が立たないのじゃない
か。その以前の問題をどうするかとい
うことにむしろ問題があるというふう
にお感じになりませんか。

○小川政府委員 卸売人の許可の問題
は、農林省の方の問題であらうかと思
いますので、私どもの方はただ許可に
なつて業務を行なつております卸売
人の乱立——その後乱立という状態が
起つた場合には、これは独占の弊害を
防止する場合と同じような意味におきま
して、いわゆる過当競争の弊害を防止し
て、いわゆる過当競争の弊害を防止し
なければならぬのではなからうかと
いう意味で、われわれといたしまして
はこの覚書を作つた次第であります。

○芳賀委員 でそれから公取の立場とい
うものは非常に中途半端なものにな
るでしょう。卸売人の乱立を防いで、その
信頼度の高まったところの業務をや
せようとするのが高度に発展してい
くと、やはり過当集中というところに当
然なつてくるわけですね。そういうこ
とは、独禁法上は当然排除しなければ
ならぬという一つの使命を持つておる
わけですね。そうすると今度はむしろ適
正許可といひますか、適正配置をどの

程度にするかという具体的な問題にも
立ち入らなければならぬということに
もなると思つたのです。そういう点をど
ういうふうに考えているのですか。

○小川政府委員 かりに卸売人が許可
制度になつていない場合を想定いたし
ますと、やはり独禁法の本来の建前と
いたしましては、自由にして公正な競
争を促進するという立場に立つており
ますので、この乱立の弊害というもの
がそういう行政官庁の許可その他の
理由によらないで、自然発生的になつ
ておりました場合には、ある一定の段
階におきまして独禁法に触れない限り
は、これを防止する方法は現行の独禁
法におきましてはなかなか困難ではな
いかというふうに考えております。多
少御質問に対してお答えになつていな
いかもしれませんが、われわれといた
しましては、あくまで本件につきまし
てこの覚書を交換した理由といたしま
しては、農林省の方におかれまして
は、卸売人の乱立という問題について
は許可制度を厳重にして、できるだけ
弊害を少くしていくという御方針でも
ございまして、われわれといたしま
しては、単数独占あるいは複数独占とい
うふうな弊害のない限りは、できるだけ
合併、譲り受けを認めていきたいとい
う趣旨でございまして。

○芳賀委員 その場合に、合併等の問
題にしても対等の相互の資本同士が一
緒になるかというふうな事例はほとん
ど出てこないと思つたのです。やはり力
の強いものが弱小のものを吸収する
という形の合併、譲渡の場合は当然だ
と思つたのですが、そうすると大企業は弱小
企業を力関係の上において吸収すると

いう形がどうしてもこれによって促進されるというふうな考えられるわけですね。だからそういう点をどの境界において独禁法の側から適正な競争でセーブできるかどうかという点は、これは公取としては自信があるわけなんです。

○小川政府委員 ただいまの御質問でございますが、不公正な取引方法を用いる場合、たとえば御指摘のような経済力の乱用的な場合等でございますが、そういった不公正な取引方法を用いまして合併もしくは営業の譲り受けをした場合には、ただちに独禁法の第十五条、第十六条の規定に抵触するといふふうに考えております。その実際は家賃的な証拠を提示するということがなかなかむずかしいことではございませんけれども、そういう事実をつかましましたならば、われわれといたしましては独禁法の適用によって合併ないしは営業の譲り受けを差しとめるということではできると考えております。

○芳賀委員 では結論的にお尋ねしておきますが、結局公取委員会としては、法律改正の中においてこの問題を適用除外とすることに對しては、好ましくないというふうな見解を持っておられるわけですね。もちろんそれは、独禁法の法律自体の改正等を行う場合は別として、他の法律が独禁法をいかに規制するようにならなければならないという趣意が非常に強いわけですね。この場合においても独禁法の適用除外というものは、中央卸売市場法が独禁法を規制するという側に回っておられるわけですから、そういうことを公取委員会としては好ましいとは言えないと思ひますが、しかしそのことが法律の中において成立しない場合においては、この覚書というものが非常に力を持つようなことになると思うのです、その場合に覚書がこの法律の解釈の上に立つておられると思いますが、この覚書は今後市場の運用上どの程度の力を持つものであるか、その点はどういうふうに考えておられますか、単なる空文であるのか、この覚書というのは相当の実行力を持つものであるか、その点はいかがですか。

○小川政府委員 ただいまの御質問に對してお答え申し上げますが、この覚書を端的に具体的に問題として申し上げますと、従来の合併ないしは営業譲り受けの制限の基準と申しますか、これは法律では、第一に、一定の取引分野における競争を事実的に制限することになる場合、第二番目には、不公正な取引方法を用いる場合といふふうに書いてございまして、たとえそれが実際に運用いたしました場合には、合併の結果どの程度のパーセンテージになったならば、それでもって取引分野の競争制限になるかといふふうな認定をいたします場合には、きわめて内輪に見積りまして、はつきりしたパーセンテージはその個々のケースによつて異なりますが、たとえば三五%とか五〇%とかいふような場合におきましては、従来は一件も合併その他は認めておりません。しかしながらこの特殊な中央卸売市場の卸売人の合併、営業譲り受けの点につきましては、農林省の方のいろいろなお話を承わった上で、普通の場合よりパーセンテージは少し多くても、実際に農林省の監督等によつてその弊害が防止できるという場

合におきましては、これは認めるというふうなことになるかと申します。卑近な例でございますが、そういう点でこの覚書は十分に活用できるというふうなことを考えております。

○芳賀委員 公取に対する質問はこの程度にしておきますが、幸いに小川さんが来ておられますからこの機会にお尋ねしておきたいと思ひますことは、先般の当委員会において横田委員長の出席を求めて、昭和二十九年における牛乳の取引にかかる価格協定の問題について質問した。この問題の処理がいまだに当委員会に報告されていないわけですから、それからもう一つは群馬県有利根郡川場村等における森永の受乳拒否の問題です。この二点は明らかに独禁法違反の事実でないかということ、昭和二十九年における当委員会においてもしばしば指摘しておいたわけですが、これに對する処理の内容といふものは今日までいささかも報告されていない。特に先般の委員会において、同僚の吉川委員からこのてんまつを資料として委員会に提示してもらいたい、こういうふうな要求もしてあるわけですが、これもいまだ実現されていないわけですね。こういうことを考えると、現在の公取の運用といふものは何か独占資本に見方をするような、そういう行為が行われているのではないかと申します。そういうふうなことを考へていふと、これは強いて強いるというところになると、これは独禁法を守る公取といふことにはならぬと思ひますが、何がゆゑにこれらの問題の処理がうまく行っているかという点を、この機会に小川局長から、理由があれば一つ説明してもらいたい。

○小川政府委員 ただいまの点につきましては、私自身もそういうお話はちよつと聞いておりますので何ですが、準備を急いでおるように聞いておりますので、本日立ち帰りました委員長にもよく申しまして、でき次第すみやかに提出するようにいたします。

○芳賀委員 この点は委員長からも特に督促して、会期の終らないうちにその処理された内容の報告を求めるようにしてもらいたいと思ひます。

次に農林当局にお尋ねしますが、この独禁法の適用除外については、ただいま公取委員会の方からの見解が明らかになされたわけでありまして、農林当局としては、この際法律の改正の中に、この卸売人に対する許可の権限を農林大臣に、安田局長の言葉をかりていえばむしろ中央官庁に移すといふような説明が尽されたわけでありますが、

「委員長退席、吉川(久)委員長代理着席」

その場合に、許可権が開設者から大臣に移った場合における利点といふことが、これをやらなければならぬという根拠は、先ほど横井委員に對して説明されたわけですね。結局は、この場合に権限を移すということは、やはり現在のままにしておいた場合、特に開設者が許可権を持つということに對する諸般の弊害等があった場合においては、なおさらこうしなければならぬということになると思ひますが、一つ具体的にな事例をあげて、何がゆゑに許可権を農林大臣に移して、そうしてもっとしっかりした公益性のある市場にしなければならぬか、そういう理由等を、

これは簡単でいいですから一つ御説明願ひたい。

○安田(善)政府委員 先ほど例をあげて御説明した通りでございますが、一般的に申しまして、具体的事例が全国にたくさんというより、各地においてそういう可能性は全部あります。そういうことであります。特に一番の例であるかどうかはわかりませんが、中央市場の卸売人が現に類似市場の開設会社を開いたり株主になりましたり、中央卸売市場の卸売人が非常に固定しますと申しますか、市場長も一長といふと申しわけありませんが、現場の市場開設者の関係で化石化すると申しますか、それから現状維持の風潮が強い。それから都市議会との間の話がうまくいけば私的に申し上げましたり――先日芳賀先生が御指摘になりましたように、生産者は自由の取引でもあり、一方運営あるいは設立の認可につきまして農協でも事業協同組合でも相当の保護もある半面監督も大臣に受けておられるわけでありまして、他方それ無条件委託してあります産地との間、隔地者との間の取引をする間に、卸売人が都市の市場長の資格者である、こういうのは農林省は生産面、出荷面においても適当でない。消費面では一致する場合が多いと思ひます。そこで、それかといつて一方的にやつてはいけませんので、開設者の意見は必ずよく聞いて行い、開設者が必要な部分は大臣の認可で業務規程で行う、こういう規定になつておられるわけでありまして。

○芳賀委員 次に御尋ねしたい点は、市場の性格から見ても市場において、生産者だけの利益を守ることといふわけではなく、また消費者だけに偏在し

たそういう利益擁護であつてはならぬといふところに、いわゆる集散市場的な現在の市場の現状があると考へるわけですが、その場合に、やはり卸売人は何といつても生産者の立場において適正な業務を行なつてもらふなければならぬといふことに尽きるわけですが、そのことがやはり根拠になつて、これは農林大臣の許可しなければならぬとか、あるいは卸売人の市場における乱立をある程度合法的に整理しなければならぬ、そういう事由が生まれてくると思ふわけですが、それに対する見解はどうなんですか。

○安田(善)政府委員 逐一芳賀委員のおっしゃる通り、その分についてはその通りであります。

○芳賀委員 そう全面的に賛成されてもちょっと困るわけですが、そこで指摘したい点は、先日参考人を招致していろいろ意見を聞いたわけでありまして、その場合に特殊な一つの例として、卸売会社の資本構成の中において最近特に東京においては、仲買にあるいは小売商のそういう人たちが資本に非常に顯著に強くなつてきておるといふことなんですね。そうすると、卸売会社の使命は生産者の立場におけるといふことになつておつても、これは営利追求の会社なんですから、その資本構成の中における発言権というものは、むしろ消費者側の利益を代弁するといふような側に移つていく場合においては、卸売人の適正なる行為があると思ふますが、そういう一つの弊害といふふうなやつていきますか。

○安田(善)政府委員 先般の参考人の意見についてまず簡単に申し上げますと、お呼びになりました参考人の方々が東京都の人に片寄つておる。ただいまの御質問の例でいいますと、小売商が組合として一体となつて非常に力強く、売買参加人に東京都ほど入つておるのは例がまれであります。

その次に信用金庫といったと思いますが、一種の銀行です。市場の特有の金融機関を持ちまして、その金融機関で運転資金を世話しているのは、東京がまれな例であります。それから卸売人の中へ出資、参加しておるといふ例も東京都の大澤君の組合以外にはそれほど多く聞いておりません。それに對しましてのことでございますが、民間会社の株式取得について独禁法上の制限は公取の事務局長もいらつしやいます。よく監督して下さると思ふのですが、私もまたまた生鮮食品の生産から流通に至りますまでの総体的な問題と、特に法律に基づく中央卸売市場内部の関係業者のあり方、及び事業のしかた、こういうものにつきまして、芳賀先生の御意見と同様に思ひまして、特に卸売人は出荷者または生産者団体の無条件委託販売を原則とする。中には卸売人が買取りする場合もありますけれども、それにしてはせり売りで行われる。それから生産者の方に伺ひましては、取引条件の独禁法の排除を価格、数量を除いては認める案になつておりますが、非常に複雑な販売分野を形成し、また奨励金とか前渡しなどの名を借りる保証金問題も再検討して、もつと引き上げたいと思つておりますが、これなども市場の使用料等に対する担保力の問題のみならず、出荷者の代金

支払いの担保としての価値も今後持たせたいと思つておりますけれども、それらについてどう小売団体が大きなものを持つ必要は大都市の仲買人もおるような場合の小売商、そういうような中における小売人、こういうものとしては適当ではないので、生産者には金融を生産者団体としてつける、卸売人の間には、卸売人に別途金融もつくようなふうにして、自然会社内部の資本構成のみならず、金融でも、業務でも、適正にそういう資本構成や業務を通じて一方を支配しないようにしたいと思ひます。今までも東京においては、卸売人独自の金融をつけてやる方がよいというので、中金等から融資を指導しておつたこともございます。

○芳賀委員 次に御尋ねしたい点は、今度の法律改正によつて、たとえば今までの問題になつた点等においても、生産者は卸売人に対して無条件委託をするといふところに一つの特色があるわけですが、その場合、無条件に販売委託をする場合においても、荷受け機関等において代金の決済を怠つたり、あるいは決済する能力を失つて出荷者に対して相当の損害を与えておるといふ事例は幾多あるわけですが、そういう場合における責任の所在というものが今までは明確になつていないわけですが、その場合開設者等はそういう代金決済等における義務が荷受け機関と生産者の間において完全に履行せられなかつた場合においては、どういふような責任をとつてきたものであるか、そういう点に對して御承知であれば御説明願ひたいわけですが。

○安田(善)政府委員 今まで及び現状のことでございますか。——今までは、特に終戦後は、出荷者が立場上強いこともあれば、また卸売人が一度自主的整備をしてその後また乱立して、それがまたばたばた倒れて生産者に迷惑をかけたことも多い、今は整理時代に入つておるといふと、先ほど申し上げました、できたものがいまだ一個の卸売人しかない市場もある、こういう状況でございますが、大正十二年にできました現行法とその業務規程に基づきましては、東京で申しますと、五十万円の保証金を卸売人に積ませまして、第一は市場の使用料等について第一優先権を持つて、第二に出荷者に対する代金の保証に充てておるのであります。当時の五十万円は相当のものであります。本改正案に至れば、また至らなくとも再検討すべき時期で、対策協議会からも意見をいただいておりますが、現状では中央卸売市場に対する出荷の代金につきましては、法令的に十分な措置がとられておらないところがあつます。そこに、先ほど申しました小売商等が金融力を相当持ちまして、その他の、申し上げましたようなことで大體間違ひがなく行われておることになつております。そこで公取委員会の事務局長にも御質問がありましたところでありまして、許可権を使ひまして、第一には許可する場合でも不適格な合併はだめだ。不公正な取引によるものはだめだ。法文に書いてある——それから許可をするときでも御心配の向きはいけません。また許可を取り消したとき、その結果つづれる場合は、生産者が代金を泣き寝入りしなくちゃいけませんので、ちゃんと払えるような合併をする、そういう措置をまじえていき

たいと思つておるわけでありまして。根本は保証金を必要だけ積ませる、金融力、資力をよく定める、そうでないならば市場で代金決済を一方からとり、一方から払うといふことだと思ひますけれども、家畜取引法の御議論も聞きましたが、中央卸売市場は商慣習等もございまして、そうでいてないところもありまして、別途の方法で間違ひないようにしたいと思ひます。

○芳賀委員 次に、先日の参考人の意見の中にもありましたが、せりの場合に、仲買人とあわせて小売商がせりに参加して、実質的には五〇〇程度は小売商がせり場に出て、そこで買付けしておるといふようなことも聞いたのですが、これは今後のあり方として、こういう形が適切なものであるかどうか。そういう点に對してはどういう見解をお持ちしておりますか。

○安田(善)政府委員 まず第一に仲買人の性格でございますが、これは一般に申します場合の卸の一種ではあると思ひます。卸売人が元卸でありますれば、片方は小卸かもしれません。卸とは何かといへば、小売業または実需者に売るものを卸といふのだと思ひます。しかし市場における仲買人は、こういう大量に入つて急速に処理しなくちゃいかぬ、また金額も相当かさばる場合に、施設との関係もあり、資金力の関係もあり、生鮮食品の関係もありまして、荷さばきを急速に、取引を公正に間違ひなく行わねばならない、大規模であり、また大きい取引が行われる場所におきまして、自然発生的にできるものだ、分化業務を行うものだ。買ひ受ける人が、とても卸売人からは買え

ない。卸売人が多数の小売人に売りま
す、かえって経費がかかる、腐敗性
が多い、ロスがたぐさん出る、こうい
う場合もあるのです。従って法
案でも、卸売人は置くことができる
というふうにしたいという案で、実は立
案してあるのです。六大都市の
ようなのがその例であります。横浜も
東京ほどの仲買人の明確なる機能を営
んでおらないのが現状であります。そ
うしますと、十三都市、二十八都市あ
るいは四十一指定地区というふうな場
合においてはどうかと申しますと、せ
りに参加する場合でも、仲買人がない
のが数としては多い。総体通じまし
て、小売人が買手側の売買参加人にな
るのは、悪いことではないと思つてお
るわけでありまして。また實力があつて
適当な価格形成をしてくれば、生産
者のためでもある、他に消費者もある
ので、消費者のためでもある、こうい
うふうにしておるのであります。現
在力をかなり持ったということだけ
で、一部の人が参考人として出てこら
れたときの、東京都の例の小売商のせ
り参加の態度であるとか、市場におけ
る小売人を明確に認めよとか、市場に
はせりの売買参加人というものがあれ
ばいいと思うのですが、そういうのを
全国的な基本精神とはいはしておりま
せん。

考え方としては、私設市場を中央市場
のような公益的な性格を持ったものに
逐次改変していくということが前提に
なつて、今度のこの改正案を出してお
るのであるか、あるいは将来ともやは
り中央市場とあわせて私設市場も並列
してやっていくことが、今の社会情勢
の中においてはこれは認むべきもので
あるというふうな考え方です。これを取
扱おうとしておるか、その点いかがで
すか。

○安田(善)政府委員 公共団体が開設
いたしまして、自己の財源で、また政
府が助けて、中央卸売市場による取引
量の全取引量に対する影響力が支配的
であるところまで、中央卸売市場を育
成していきたくのであります。その
次には、それに必要な限りにおいては
適当な補償を払い、これは法律案にも
書いてありますが、そして閉鎖命令を
あわせて、あるいは話し合ひで、伝家
の宝刀として閉鎖命令でもって吸収す
るという、これは失業問題も生じませ
んのので、そういうふうにしていきたく
い。その方法は賃貸借法による場合も
あれば、買い取りで、長期償還の場合
もあらうと思ひます。あるいは悪いの
は閉鎖のしつぱなしもあると思ひま
す。しかし御承知のように、魚を海で
とつて、陸揚げ場で取り上げて出荷さ
れる。それにしても漁村には問題があ
ると思ひます。青果物なんかは畑で、
案外都市近郊が蔬菜地帯であることが
多いのであります。生産の価値も多い
のであります。そこで類似市場という
名前は、現行法にも類似の業務を行う
者との略して書いていただけであり
ますので、一般市場というものはこう
いう生鮮食料品では、完全な戦時統制

の場合でなければ、あるものです。し
かしそれを放任してはいけませんので、
だれがどこで開いて、どういうやり方
をしておるかというのを調べることに
もできるし、必要な取引上、施設上、
営業上の監督命令もできる、しかもそ
の両者は中央卸売市場との関係で考え
る。中央卸売市場が何を開かないと
か、設備も弱い、こういう場合に押え
れば、生産者も取引業者も消費者も迷
惑でございまして、当分の間は、案
を具しましたように、いわば並列とい
えは並列であります。そういうふう
にいったらいいんじゃないかと思ひま
す。しかし指定地域とその外とは非常
に違うと思ひます。

○吉川(久)委員長代理 赤路委員。

○赤路委員 ただいまの横井、芳賀両
委員からの質問で、この改正法に対す
る質問はほとんど尽されたと思ひま
す。そこで私は基本的な面で二、三
点お尋ねいたしておきたいと思ひま
す。横井委員からも芳賀委員からも言
われましたが、市場の運営は生産者と消
費者の両者の立場を十分考慮に入れて
調整運営されなければならぬというこ
と、これは異論のないところだと思
う。もちろん中間にある卸売の人た
ち、あるいは仲買人の諸君の利潤を無
視するものではない。しかしながら、
生産者に再生産を保障し得るような
魚価の維持をはかるということ、また
消費者へ安い新鮮な品を供給するとい
う、この二つを同時に反撥する、矛盾
した面を調整するというのが、中間業
者の一つの務めでもあり、また市場運
営の本筋であると思ふ。今国会の当初
において河野農林大臣は、施政演説の
中で、魚価対策というので、市場法の

改正を特に取り上げておられた次第で
ございまして。こういうようなところか
ら特に取り上げられたのだと私は思う
のであります。この自由経済下にお
いてまことに無理なことではあるのだ
が、私はこれが市場運営の本質であ
る、こう考えておる。この本質を踏み
はずした法律というものは意味をなさ
ない、こういうふうには私は考えるの
が、基本的にどうお考えになつてお
るのか、その点をお尋ねいたしておき
たい。

○安田(善)政府委員 非常に広範な基
本的な御質問でございまして、本法
案は、中央卸売市場と中央卸売市場指
定地域における類似市場を通じてま
して、適切な保護と監督措置をさらに
新たにいたしまして、生鮮食品の生産
から消費にわたります取引の公正円滑
を期することに限つて案を具したので
ございまして。生産者に対する魚価の保
証、再生産の確保、消費者に対する流
通の円滑、また価格の適正ということ
は、さらに農林省の予算、法令を通じ
て今後にわたつてももつと広範に考え
なければいかぬことだと思ひます。

○赤路委員 大体私の説に賛成だ、こ
ういうふうには確認をいたします。今後
なお十分考えなければならぬというこ
とであります。当然だと思ふ。今回
のは中央卸売市場法の一部改正だけ
であつて、市場対策として全面的に考
えていかなければならぬことは当然だ
と思ひます。そのことが今後という言
葉で今局長から表わされたと思ふので
ございまして。この市場法にのみ限つて今度
こうして出されたのか、市場に対する
全面的な対策というものを根本的に考
えられなかった理由はどこにあるの

か、その点ちよつとお聞きしておき
たい。

○安田(善)政府委員 今回の改正法案
で御審議をいただき、かつすみやかに
御可決をお願いしたいと思つておりま
すのは、第一点は、これがなければ自
後の措置もおくれるおそれがあるから
第一にお願いしたいという意味であり
ます。また内容に至りましては、衆参
を通じての国会の御審議、予算編成
上、中央卸売市場対策協議会を予算と
して御審議いただきまして三十三年度の
予算の施行当初の運営をねらいまし
て、その協議会の答申においてもその
通りでございまして、この法案以
外にも答申にはありますが、法律案を
要しない事項でありますので、答申以
外のこともなお一そう研究しなければ
いかぬと思つております。

○赤路委員 特に私がこの点を強調す
るゆえんのものは、先ほど横井さんが
中央卸売市場外の非常に優秀な市場の
ことをここで例外としてあげられたよ
うでございまして、先日私は八戸へ
行つて参りましたが、八戸の市場へ
行つて実に驚いた。八戸の市場は市有
地である、建物も市のものである。と
ころがほとんど卸売商人及び仲買、
これらの人たちがよつて作られてお
る株式会社で委託されておる。市場は株
式会社の運営になつておる。御承知の
通り昨年は非常にイカがよくとれた。
豊漁貧乏という姿が出てきた。三十七
匹入つて一箱ただの一元という値段が
出たときがあつた。その場合における
市場の手数料は三分、そのほかに箱の
損料をとられておる。これでは生産者
はまるで立つ瀬がないわけです。こ
ういうものも多々存在するというこ

お考え願わなければならないので、今局長の言われるように、まず一步、市場全体というものはなかなか広範なものでありますから、この面からだけでも一つ堅実にやりながら拡大していきたい、こういう御意思だと思ひますが、こうしたものもあることを十分考慮に入れられて、答申外のものをぜひ一つ考慮の中に入れてもらいたい。都合のいいときだけ審議会の答申々々と言つて、都合の悪いときは一向聞かないというようなことでは非常に困りますので、この点特に御注文を申し上げておきたい。

それから私の説に賛成していただいたのですが、今度のこの改正案全般を見ても、生産者の立場から消費者の立場からも発言権は全然法文化されておられません。先ほど来横井君からも芳賀君からもいろいろ質問がありましたが、自後不良卸売人に対する対策であるとか、あるいは今特に問題になりました独禁法を除外することによって卸売人の独占行為への逸脱ということもやはり考えておかなければならぬ。これらの監視、監督をするということは、もちろん農林大臣がやるのだというところなんです。卸売人を農林大臣許可に移管した理由の一つとして、その点が明確に言われておるのであります、しかし横井君の質問に対する今までの局長の御答弁からいいますと、これは事実上不可能であると思ふ。そうなるて参りますと、市場の運営を、生産者の立場から、あるいはまた消費者の立場から適正にしていこうということをするという文化して、何か組織を作るという必要があるのではない

か、こういうふうに思ひますが、これに対する御意見はどうですか。
○安田(善)政府委員 八戸のような例は、よく御注意を承りまして、今後そういう事態が生じましたら、断固として処置をいたすつもりでございます。

第二点につきましては、生産者の意見は卸売業者の中に入つておつて、しかも全国組織が、全販連等の形で入つておるところもあります。御参考までに申し上げますと、東京築地市場等の陳情でも最優先に出てきたのと同じであります。日園連等でもそうでありまして、漁連も重要な関心を持ちまして、随時貴重な意見を立て、強い主張を持つておられる、これはかなり強い意見が出てきております。なお、さらに広く生産者から消費者まで意見を聞くことは、農林省、開設者、都道府県がその機構を通じてやるということも予算等を計上してやつておるわけでありまして、全国的な出荷調整協議会というものもそうであります。しかし特定の人を選びまして、その審議会、協議会を作りまして、法文化しましてその意見を聞いてやるということになりますと、その特定の人にな一種の特権が生まれたり、片寄りが出まして、消費者代表、卸売代表、生産者代表といひましても、固定した場合に弊害の強いことを、立案する前に相当言われまして、そこで事実上としては、そういう趣旨で運営をいたしていきたいと思ひます。また運営に間違いがないという確認が生じましたら、将来法律改正のことも出てくるかと思ひます。実質上で先生の御趣旨を実現することにしたしまして、法文化するのは弊害が

むしろあると考へまして、法文化は避けたと考へておる次第でございます。

○赤路委員 今も局長の御意見よくわかりました。特定のものできた場合弊害が伴うことはあり得る、現に私もそれを承知いたしております。しかしながらこれはたとえば市場運営委員会というものが、それぞれあるところもありましようが、大体あるようです。これが一つも適正な活動をしていない。適正な活動をしていないということは、一面にはこういうことが考へられなかつたと思ひます。法律なり何なりで性格というものが明確に規定されていなくて、いろいろのところに、一つ一ついろいろな弊害が伴つてくる原因があるのではないか。ところが、こういうふうには考へられなかつた。そこでその点は、今直ちに私はそれでは法文を変えてもらいたいとは申しませんが、今後十分これらの点は研究して、そうしてほんとうに市場の運営が適正になるように御努力願ひたい。くどいようですが、農林大臣が市場運営を監督するといつたのできやしません。私ははつきり申し上げておく。やはり自主的に何らかの形において適正な運営をなさしめる。しかもそれを農林大臣が監督をしていく、あるいは中央官庁がこれを監督していく、こういうことになればいいですが、農林大臣が直接これを監督するといつたので、先ほどの答弁の通り、予算も何も伴つていないのですからやれつたが、ない、こういうことがありますから、十分この点は今後研究の課題としてお考えを願ひたい。これはもう答弁を求めません。以上であります。

○吉川(久)委員長代理 川俣清吉君。○川俣委員 私はできるだけ重複を避けてお尋ねしたいと思ひます。従つて重複していない二点だけお尋ねしたいと思ひます。

一点は、第十条の六、農林大臣の処分に対する救済規定のことですが、「公開ニ依ル聴聞ヲ行ヒ其ノ者又ハ其ノ代理人ガ証拠ヲ提示シ意見ヲ陳述スル機会ヲ与フベシ」というのと、証拠を提示して意見を述べた機会を与えなければならぬというのとではどう違ひがあると思ひますか。最近普通積極的に受ける側に有利に思ひます。か、処分に対する救済規定でありますから、上からでなく下からの受けやういふ表現に最近の法律は使われてゐる。従つて証拠を提示して意見を述べた機会を与えなければならぬというように思ひます。感心の上からいふといふ違ひようですけれども、どのように御解釈されますか。

○安田(善)政府委員 読んで字のごとく違ひと思ひます。ただ旧法の改正でございますので、旧法の文様に正確ではあるが、合せて立案したのでニュアンスがちよつと違ひ。合せて意見を開け、聴聞を行なつて述べよというよりは、その機会は必ず与えて述べた人は述べたものの、むしろ個人の尊厳を尊重したものだと思ひます。

○川俣委員 読んで字のごとく違ひ、こういう答へですが、これはうらはらの関係の表現だと思ふ。そこでお尋ねしたいのですが、前の閣議のときに、法令を今後改正する場合には、できるだけ近代的な方式にさせるという閣議決定をしておるはずで、単に罰則だ

けの変更の場合は別だけれども、こういうふうな今までの地方長官の認可であつたものを、いわゆる農林大臣の認可に変えるということは、この法律から言つて根本的な考え方の相違なんです。意見のよしあしは別にして……。

○安田(善)政府委員 旧法の中央卸売市場の逐条全体を讀み直した精神におきまして、中央卸売市場の保護も加えた監督育成、模範市場として設置し運営していく、そういう精神をそのまま踏襲するのが第一によろしい。もし全文改正をして必要な改正条文をその中に入れるとなつたと思ひます。川俣先生のように入るべきだと思ひます。しかしその場合にはおのずからいろいろ附帶した問題が生じまして、中央市場対策協議会等意見を取扱しましたり、政府で考へました案と差が立法技術上生ずることとは適当でないと思ひましたので、一部改正にしまして、大正十二年の制定の法律であつたためにこのように書いた次第でございます。

○川俣委員 それはおかしい。こういう機会に近代的な法制に変えるという決定をしておるはずなんです。単なる罰則の改正でありますならば、これは別問題です。今までの地方長官の認可であつたものを、農林大臣の認可に変えるということは基本的な考え方の相違なんです。従つてそういう場合には法律全体の体裁を変えろということでは法律全体に關する件については大体同一な法律の体裁をとるということが原則

になつておるはずで。あの法律では
こういう解釈をしなければならぬ、こ
の法律ではこういう解釈だということ
は、これは国民の側から言うとならば
迷惑千万な話です。もうすでに大正十
二年後に生れた人は成年に達して、な
かなか理解しにくい法律になつてお
る。従つて法律は国民の上に平等でな
ければならぬのであるから、理解し
やすいように変えなければならぬ義務
を政府みずからも負つていなければな
らぬと思う。そういう意味で、根本的
に全部という意味ではないが、大きな
基本を改める場合には、法律の体裁も
国民の権利、義務に關係する部分はで
きるだけ理解しやすいうに直して行
くことがすでにきまつておるはずで
す。単に罰則や何かの改正は別です
よ。大体この法律の体裁とあとの附則
とは、竹に木をつないだより以上もつ
とひどいのです。附則の方が大体近代
的になつておる。本文の方は全く違つ
ておる。こんなおかしい話はない。片
方は何々々々、昔の流儀になつてお
る。あとの附則の方は「よつてしたも
のとみなす。」「届け出なければなら
ない。」「前の方は「届出ツベシ」、い
かに早々の間とは言いながら、こんな
裁の悪いものはない。もしも改正され
るならば、ことに市場というようなも
のは一般の人々に正しく理解させるよ
うな方法をとらなければならぬ。多
くの学者だけが關係しておるものじや
ないのです。日常台所の問題に影響の
あるような、最も国民に親しまれなけ
ればならぬのかかわらず、「届出
ツベシ」、「罰金ニ処ス」なんて全く昔
の命令通りの規定を持つてきた。こん
なばかな体裁で今後の市場の運営をや

らうという考え方が間違つておる。も
しも非常に国民経済にデリケートな関
係を持つならば、それに最も理解のし
やすい体裁をとつていかなければなら
ない。これだと大正十二年の考え方と
同じですよ。それではあまり古くさく
て、現在の事情に合わないと思ふから
言つておりながら、言葉も改めない
で、法律の体裁も改めないで——現在
のように多数の人が参加して、国民経
済に非常に關係が深くなつてきたし、
また關係者も非常に多くなつてきたか
ら変えなければならぬという主張が
提案理由の中に入つておるのですか
ら、こういう文章も当然変えなければ
ならないはずで。提案の説明の変え
なければならぬということ、實際
の様式とは違つておるじやないです
か、この点はどうなんですか。

○安田(善)政府委員 平素こさいとな
くお教えをいたしております川俣先
生のお氣持はよく私了解いたしてお
ります。間違ひなく改正が新しく行わ
れるような趣旨で運営をするように、農
林省全体で遺憾のないように努めたい
と思ひます。

閣議決定の法文の作り方に關します
るものとの關係は、一年、二年として
限つて行われない場合があるもので、総
体的に過渡的にはやむを得ないものも
あります。本法案につきましてはかく
のごとくなつた次第であります。それ
から法の改正の精神は申し上げた通り
でありますとともに、改正する部分が
特に急いで改正することでありまし
て、なかならず御指摘の許可権が農林
大臣に移りまして、開設者の意見を
尊重して、許可権と意見を出してくれ
るのは一対一でございますので、開設

者の意見を五〇%以下も無視しては許
可すべきものじやないということをも
精神的に規定しておるわけでありま
す。参議院はさらに詳細な文の改正を
して、業界の意見をよく聞くというこ
とが規定されてあります。さらに従来
地方長官とありましたことは、いかに
も古い法律でありまして、これはもし
そうであれば知事と書くべきでありま
すが、そういう趣旨ではない。国の事
務であるというのでそれを地方長官に
やらせるといふことにしてあります
た。先ほど以来横井先生、芳賀先生、
赤路先生にお答えを申しました十近く
の理由をもつて農林大臣に許可権を移
すのがどうしても必要だといふので、
国の事務で当然前からあるものを大臣
に変へましたのは当然のこと、重大
なる改正ではあります、根本的な改
正、そういうかも知れません。そうい
う意味であります、先生がそれほど
強調される法文の一々の書き方を全部
変へなくてはならぬかどうかについて
は御了承をお願いいたします。

○川俣委員 これは了承じゃないので
すよ。特別な人が關係の深い法律と最
も台所につながるような人に關係を
持つ法律とは私は違ふと思ひます。
今ごろの人にはこんな言葉ではとても
わかるものじやない。「為サムトスル
者ハ」なんて言つても、今の子供には
何かわかりませんよ。それが小売商人
であつて、卸売商人であつて、毎日台所
の魚や青果物に關係の深い者に、「為
サムトスル者ハ」なんと言つて、これ
に従ふと言つて従ふますか。「為サム
トスル者ハ」なんと言つたつてわか
りやしませんよ。わからないような法
律を作つて従ふせよといふ考え方が間

違つておると言ふのです。今の事情に
合せて改正をしたといふのだから、現
状の形に合せていかなければならぬ
。緊急に改正したというが、こうい
うところを改正するといふ考え方な
きやならないと思ふ。わからぬよう
なことをそのままにしておいて、今の事
情に合せると言つても、何を合せるの
ですか。こういうことを合せていかな
ければならぬと思ふ。こういうことだ
と届出書類にも全部こういう形式がと
られていくのですから、みな今の形式
じやないのです。「何条ニ依ツテ届出
ヲ為サムトスル者ハ」なんていうこ
を書いておると、そういう形式が書類
の上にも出てくる。こういう台所に
なると、日常生活に關係の深いもの
は、特に日常關係の深いような用語に
変へていかなければならぬと思ふの
です。これは予算委員会でも、あるい
はほかの委員会におきまして、古い
法律で使われないような法律の改廃の問
題が出たときも、できるだけ今度の改
正の機会に譲りたい、そういう場合を
利用したい、あまりに多過ぎて一ぺん
に改正するわけにいかぬから、徐々
に、そういう改正の議が上つたときに
は必ず改正するような方針をとるとい
うことをたびたび政府は言明してお
る。その言明に反するといふのです。
機会がなければ別ですよ。こういう機
会にこそ私は改正すべきものだと思
ふ、それを改正しないといふのは怠慢
ですよ。この点もう一度。

○安田(善)政府委員 川俣先生の御意
見はごもっともであると考へます。し
かし今回の法案の改正に当りまして
は、慎重審議もいたしました、今回

変へるのは、お説のような文をいたす
のは附則で現わしておるのでありま
す。その他は他日に期するがいいと思
ふのであります。閣議決定はこの範圍
は許してくれたいといふことで法制局も
審議をいたしたのであります。但し今
回こういう部分改正がありましたし、
現行法と改正をせざる部分はわかりに
くいのですが、今周知、公知されて運
営をされておるわけです。これをさら
に周知徹底をする措置をば、御趣旨を
生かしまして、附則に現われておりま
すような、川俣先生の御趣旨のような
心をもつて十分注意を尽すようにいたし
たいと思つております。法案につきま
しては今回につきましては御了承をお
願ひしたいと思ひます。

(吉川(久)委員長代理退席、委員
長着席)

○川俣委員 それはあなたの方の提案説
明が悪いのです。今の事情に即するよ
うに改正すると言つておる。これは即
しないじやないですか。こういうこと
こそ問題のない点ですから、即するよ
うに改正できるはずなんです。議論の
余地のないところなんです。「届出ツ
ベシ」なんと言つても、今の子供には
わかりませんよ。それが小売商人であ
つて、卸売商人であつて、毎日台所
の魚や青果物に關係の深い者に、「為
サムトスル者ハ」なんと言つて、これ
に従ふと言つて従ふますか。「為サム
トスル者ハ」なんと言つたつてわか
りやしませんよ。わからないような法
律を作つて従ふせよといふ考え方が間

従つてこれは疎漏だということになる。こんなことはもつと手間をかけて、現在の情勢に合うように作り直されて提案さるべきだと思うのです。こういう体裁であります、十分研究されて提案されたとは思われない。提案の理由だけは、現状に合せて云々となつておりますけれども、こんなむづかしい表現を幾つも使つて、国民の権利義務に係るもののは、なるべくならそへていくという建前をとらなければならぬのに、依然として大正十二年の体裁をもつて国民の権利義務を律するような考え方は、おやめになるべきだと思うのです。私はすべからず出し直してくるべきじゃないかと思ふが、もつと一べんお聞きしたい。

○安田(善)政府委員 お話の精神については、川俣先生のおっしゃる通りだと思ひますが、これも時間を相当かけて研究したのでありまして、疎漏なものではないと思つております。なお御審議中疎漏という御批判をいただいたのをよく参考にして、今後よく気をつけたいと思ひます。提案理由にある文章のところでありまして、口語的な文章ということまでも、具備してはなかつたことは事実であります。今後よく気をつけますが、本案については御了承を願ひたいと思ひます。

○川俣委員 もうこれ以上は申しませんが、私が疎漏だと申し上げたのは、こういうことはそんなに長い時間を要しないことなんです。なおそこに思ひをいたすならば、そんなにむづかしい問題じゃない。一週間か二週間で十分でき得るのに、それをやらなかつたということは、疎漏の非難を免れないと思ふ。

次にお尋ねしますが、このように監督を厳重にするからには、行政措置としての人員の増とか、配置転換、または予算の措置を当然三十一年度予算に盛り込んでいなければならなかつた。一体法律だけを先行させて、予算の伴わないようなことは大いに心しなければならぬ。この問題は先ほど触れられたいやうであります、法律の体裁として、法律を出されるならば、必ずその裏づけとなるような予算を三十一年度に組んでもらわなければならぬ。三十一年度の予算方針というものは行政方針でもあるわけで、三十一年度こういう業務を遂行する、こういう行政事務を行うということを示したものです。緊急の事態が起つてやられるならば、予備費からやられるべきなんです。しかし、おそろくこれは予備費から転用できないようなものだと思うのです。そうすると、同じ政府であつて、政府の予算編成方針と違つた法律が出てくると、これが議員提案ならまた別問題ですが、政府が一定の方針を立てていながら、その方針と異なつた方針を政府が提案されるのはおかしいじゃないですか。

○安田(善)政府委員 川俣先生から御批判をいただきまして、そういう御意見が出るのもよくわかります。予算編成と本法案の立案に当りまして、農林省もその趣旨に沿うように努力いたしましたけれども、まあ今年はこの程度でやれということにきまりました。範疇内においてあります、若干の努力はいたしたわけでありまして、それで、この生鮮食料品取引に従事する職員を二名増員いたしました、予算措置も講じております。またさらに業務の配置転換——業務上の繁閑が時期によつて違いますので、従来はなかつたのでありますが、私の局に企業市場課という専管の課を設置いたしました、余裕のある限り課員二十八名をもつてこれに当る、特にその課としては九名で、それに水産庁や改良局とは関係の深い事項でありますから、人員の余裕のある限り手伝いをしてもらひ、必要に応じて兼務をしてもらひ、こういうことに進んでおるのであります。また昨年市場整備について六千万円の補助金を計上いたしました、固定設備に対しての補助で五分の一でございます。それで今年は見送り五億ないし六億を使ひますと、——予算上の措置等も合せてやりますと、五分の一の補助金よりは償還年限、利率等を考慮すると適当であるというところで、今年には約五億円の金をこれに充てるようにしておるのであります、予算書の中にその文字が出ておりません、また出ないものでございまして、そのように努力しておる次第でございます。

○川俣委員 これは前の人が触れたやうですから、なるべく省略いたしますが、私の尋ねておるのは、おそらく前の人と違つておるの、おそろく前でも、それくらいな準備をすでにしておらなければならぬのでありまして、現行法改正以前においても、すでに農林大臣の監督権があるのでありますから、現状においてその程度の人員はすでに持つていなければならぬ。すでにそれだけの人員を持つて、調査を完了いたしました一つの資料をもちまして、改正しなければならぬのが本質だと思ひます。今までほうつておいて、何らの資料も十分持たないで、そして改正に臨むということが遺憾なんです。従つてこれだけの陣容をもつて、こゝ二、三年やつたら、全面的な改正でもおそくないじゃないかという意見のもとにお尋ねしておりますが、この点は前の人も触れたやうでありますから、やめておきます。しかし依然として、前段の法律の体裁については、最近の国民生活に遠いような表現では、適切ではないということだけを申し上げて、これは討論の際に譲ります。

○村松委員長 日野吉夫君。

○日野委員 皆さんがそれぞれ触れられてゐるので、簡単に伺ひたい。どうせ改正するならもつと根本的に改正してはしつたかという点は、前の質問者と同様であります。ただこの法律の適用の範囲はきつめて狭いのです。大正十二年から今日まで、もつと広くこれが適用されなければならぬのに、今日大都市にだけこれが適用されてゐる。大都市で今弊害の起つてゐることは、過般米参考人等の説明で十分明らかになつたのであります、むしろ弊害の起つておるのは、中央卸売市場法の適用を受けない地域に多いのであります。物資の流通も、価格形成も、実にでたらめである、そうして、ことに生鮮食料品を取り扱う市場が、鮮度を起つてゐる。これを何とか救済するといふことは、当然考えられなければならぬと思ひます。先ほど赤路君の質問に対しては、かような意図も局長から漏らされておるのですが、これと同時に並行して、もう一歩地方卸売市場というものを考えないか。中央卸売市場、これを全国に適用するといふことは無理である。しかもこれに準拠した県条例等にまかせておるならば、県条例を出した県もある、出さないで全く放任しているところもあります。そのためにいろいろ生産者にもあるいは消費者にも迷惑をかけてゐる実例がたぐさあるものであるが、農林省はこれらを救済するために、中央卸売市場法を、今度は暫定的な一部改正だが、もつと川俣委員の言うやうにすつきりしたものに改正してもらひたいという考えと、もう一つ、これと並行して地方卸売市場法という構想を持つていないかどうか、局長にお伺ひしたい。

○安田(善)政府委員 第一の点でございますが、御意見は十分根拠もあり、御主張ももつともであると思ひます。これに對しましては本法におきまして指定地域の変更をもつと適切にいたしまして、さらに必要な地域にも適用すればいいところもあります。開設者の援助をもつと広範にすれば、先ほど申しましたが解決がつくところもあると思ひます。四十一地域を指定して、財団法人や社団法人や、民法法人で期待したところなどが設立されず、十三市場になつておることなど事実であります。これらを法の運営と話し合ひをもちまして適切に第一にしようと思ひます。第二には産地の出荷市場についても、特に金融とか、貨車とか、冷蔵施設とか、すき間箱とか、共同出荷体制、こういうものに対しまして、施設と生産者団体の指導援助については、金融措置その他を加へましてできる限りのことをやつていきたいと思つておりますが、目下成案を得てお

らない検討の途中でございますので、さらに成案を得ますれば、御指摘のような点は法令、予算を使わなくてもいい場合、予備費を要する場合と通じまして、資金運用を中心としましてぜひ努力をしたいと思っておりますのであります。

第二点の地方市場に關する法律につきましましては、本法案とにらみ合せてよく考えるべきことでありまして、中央卸売市場という名前で中央としてありますけれども、卸売市場は大体大消費地を中心に中小消費地域について設置しその地域を指定してあります。その出荷は、言いかえれば生産物は全国の農山漁村にわたっておるわけでございます。この法律をもつても全国的なものであります。ただ卸の市場であります。そういう意味におきまして、限界を、地方市場と中央市場とはどういふように見るか、こういうことも検討しなければならぬと思ひます。おそろしく商取引の適正なものと考えましてそこを違ふ方式も要すると思ひます。卸売人、仲買人、小売人、売買参加者というものとせり売りという形につきましても、出荷地においては違ふと思ひます。地方市場が小売市場である場合を含む場合もあるかと思ひます。それらについてはまだ対策協議会でいただいた意見でも成案を得ませんでしたが、私どもも勉強しまして各界の権威者の意見を網羅しまして、なお引き続きこの種流通に關する対策協議会を本年も継続してやることになつておるわけでありまして、畜産物についてもそうでございます。その成案を得た結果、本法案とにらみ合せて措置すべきものと思ひますが、それがゆ

えに先生のおつしやる全面改正または地方市場法を出すときまで待つておるかといふと、やるべきことはどんなやうな趣旨と反します。で、一応切り離して、これを先議御可決あらんことをお願いする次第でございます。

ういうことでございます。その種類は、例を申し上げますと、製造のパラツキがあります場合に、今回は粉末度も規定しようと思つておりますので、石灰窒素、溶成燐肥の成分調整などについての炭カル混入のようなものを言つておるわけでありまして。

〇日野委員 地方卸売市場というのは仮称ですが、この中央卸売市場法で資金的な裏づけ、あつせん等々をすれば、これで全国の市場が大小にかかわらず運営できるとお考えになるならば私どもは非常に疑問がある。これは過般來ここに集まつた東京の中央卸売市場の諸君の話を聞いても、この市場法の論議の対象は今大都市に行われていて一切の要件を具備した市場の問題だけが問題になつてゐるのですが、地方等に行きますと、これとたいぶ違つた構成要素を持つてゐるので、この法律をこのまま持つていつてこれに適用しようとするといふ自体むりなので、幾ら今度の改正で地方長官が認可権を持つて、いろいろのあつせんをするからと、いふこの法律が適用されると考へるかも知れぬが、現実にはやういふやういふ。そこで地方卸売市場と名をつけるか、また別な名前をつけるか、いづれはほんとうにこの市場法の目的を貫徹して、生産者、消費者、もちろん仲買人等、業者の正当なマージンはこれは保障しなければならぬが、これらを十分考慮して中小の者、なかんづく生産地等の市場等、これは主として生鮮食料品を扱うのですから鮮度が問題であります。この取扱ひが間違ひましても鮮度を落しては、これはだれの利益でもない、国家の大損失ということになるのでありますから、今直ちにこの

〇小川(豊)委員 次に、肥料の登録または仮登録をさせるわけですが、この仮登録はどういうためにするのか、またこの仮登録が登録に移る条件はどういうふうな形になるのか。

法律をそれまで待つてというわけじゃないが、流通面でも正当な価格形成の面でも十分考慮していい点があると思ふので、仮称地方卸売市場の構想を持つていないかというのを聞いてゐるわけなんです。今、この説明で一応の点がわかりましたが、もつと十分に研究調査の上、この法律一本出して、これを適用しないものは野放しにしておく、あるいは県条例で県が勝手にやれということになりますと、国としてまことにこれは無能なことになるので、もつと一貫したこういう対策を用意すべきだと思ふ。もしそこの研究がなければ私たちも協力いたしたから、今後十分に研究してほしい。ことに業者等から今地方卸売市場等の開設の要求、法の制定の運動なども起つてゐるやに聞くのであります。いづれ具體的な問題としてこの問題もやがて出てくると思ふので、十分これらの点にも配慮されるよう要望しておきます。

〇安田(善)政府委員 申し足りませんところは肥料課長から説明を聞いていただきたいと思ひますが、取締り上必要で、生産者にももちろん便宜であります。特に多数の消費者のために必要な規格を定めて公定規格を設けて、公定規格を設けたいと思ひます。のにつきましましては、必ず農林大臣に登録をさせまして、登録をさせますれば、保証票等も張らせ、製造業者も明確にならして、製造の年も明確にならしめまして、使用方法を書かせまして売らせたいと思つておるのであります。仮登録は登録するほどに至りませんが、大体製造業者について見ますと、公定規格を設けて、登録肥料にしてもいいと認められるものであります。一年以上もかかつて栽培試験をやつて、それを登録肥料にしてもいいといふことを、技術的にもまた試験その他の措置のために必要なときは、まず仮登録としておきたいと思ふのであります。これは慎重を期する意味であります。従つておのおの仮登録のものは、試験その他の条件が済みましたならば登録をするものでございます。

〇村松委員長 次に肥料取締法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。質疑の通告があります。これを許します。小川(豊)明君。

〇小川(豊)委員 時間過ぎましたからなるべく簡単にお尋ねします。

肥料取締法に基く肥料の検査等は今回の改正によつて簡素化される面もありますが、一方検査等はかなり強化される面が出てくるわけですか。この検査等に伴う予算や人員は確保されておりますか、この点をお尋ねします。

〇安田(善)政府委員 取締りはますますしつかりやうていきたいと思います。おるのであります。中央では検査所を置きまして九十名の人員をもつてやつております。地方では約四百九十九名がこれに當つておるのであります。別途これに必要な庁費、事務費等を計上しておるわけでありまして。

〇小川(豊)委員 それからこの条文によると、主成分の含有量を調整するたに異物の混入を認めるというのがあるわけですか。従来から肥料の異物混入というのは肥料の粗悪を来たした一つの原因だ、こう思ふのです。そこで聞きたいのは、その異物の規定、それから具體的にはそれはどういふものを異物としておるのか、この点をお聞かせたいと思ひます。

〇安田(善)政府委員 これは化成肥料と配合肥料と言つておりましたものが、製造場におきましても、また製造場から流通過程に移りました場合に、消費者の農民の立場からいたしますと、肥料成分においてはほとんど差がない。外国の例を見ましても、配合肥料と化成肥料とを銘柄と会社の製造業者の都合で書いてゐる以外には、国の取締りとして書いてゐる国はないやうであります。そこで今回はこれを一本化しまして、簡単に品質の保全と取引の公正、言いかえれば肥料消費者の選択の優位性をもたらさうと思つておるわけでありまして。そうしますと、公定規格を設けて取締りの対象にし、公定規格なきものもより強い取締りをします場合に、必要限度の簡素な主成分にする要があるわけであり

ます。その意味で異物の混入を政令で定める種類の肥料についてだけ農林大臣の許可を受けて認めた方がいい、こ

〇小川(豊)委員 この仮登録のこと

一つ事例があるのですが、二月十一日の日本経済新聞を見ますと、これは東亜合成という会社の売り出した化成肥料の被害というものが東海地方を中心にして相当広範囲に発生したということであり、これはどういうわけか、こういうことが起つてくるのか。その工場に対してはどういうような肥料の取締りを行なつていたのか、あるいは肥料取締法上業者のとつた措置なり、それから被害に対して会社がどんな損害賠償措置を講じたのか、こういう点をあわせてお尋ねしたいのです。

私はここでさらにお聞きしたいのは、新製品については、検査の上支障ないものでも一応登録をして、その実績を見た上で本登録といふか、何か登録にするというのが今までの措置であつたと思うのですが、この会社に対しては、そういう措置がとられておるのか、とられておらなかったのか、とられておらないとすればどうしてとられておらなかったのか、この点をお尋ねしたいと思ひます。

○安田(善)政府委員 御質問のしるものは、東亜合成化学工業株式会社製造の矢印化成肥料の被害に関することだと思ひます。これは昨年十二月ごろ埼玉県で作物に施肥いたしまして、被害が出たという報告がありまして、その後奈良、愛知等数県から報告をされました。被害を受けた作物は、麦と菜種がおもひごさいました。これは害があつたことは事実でございまして、作物がその影響を受けたわけでございます。使用した肥料も矢印化成肥料赤一号というものでございまして、成分もわかつておるものでございまして、そうして登録肥料でございまして、登録に当り

ましては、施肥試験もいたしてあるものでございまして。その赤一号を使つた場合に、被害のないところもございまして。その後被害があつたことはわかりましたので、名古屋大学、名古屋の肥料検査所とか、農林省東海農業試験場等におきまして、現地検査その他試験分析を行ひましたが、製造過程におきまして、問題になる成分があることがわかつたのであります。圃場試験結果によれば積極的な結論は出来ませんでした。しかし被害が農家の圃場であつたことは事実でありましたので、東亜合成化学工業株式会社も一応名のある会社でございまして、自主的に改善の申し出がございまして、被害農家に対しては、適切と思われる現金賠償を全部いたしました。その後いろいろ研究しておりますが、試験場的な試験では明瞭でない部分が若干残つておりますので、今後この場合の被害があつたあとと作はどうであるかと、公定規格の問題を研究いたしました。とりあえずは、いかにやうにならうとも結果が被害があつてはいけませんので、製造販売の停止を命じたのでございまして。

○小川(豊)委員 今の問題は本質的な問題ではないのですが、そこでこの登録をする場合の手数料ですけれども、この手数料は今度変わるのか、変らないのか。また登録の有効期間はどのやうになりますか。

○安田(善)政府委員 手数料、期間ともに全然変更を考へておりません。○小川(豊)委員 それから今度の場合には配合と化成とを複合という名称に単一化するわけでありまして、これに対しては消費者である農民、あるいは農

業団体からはむしろこれに賛成だといふ意見が出ておるし、一方メーカー等では、配合と化成とはその製造の工程が非常に違ふのだから、こういうふうな複合という単一の名称にすることに對しては賛成でないといふ意見も聞かされておるわけですから、そこでこの点でお尋ねしたいのは、こういう複合という単一の名称にした場合に、化成肥料を作るメーカーにはこれが不利になるのかないのか。これは価格政策が重点であつて、実質価値を重視してゐるのじゃないかといふ意見を聞かされるわけですが、その点がどうかといふことと、それからこういう問題が出てくると、複合肥料といふものに対する定義をはつきりしておかなければならぬではないか、こう思うのですが、その点はどういうふうにお考えになつておりますか。

○安田(善)政府委員 小川先生の御質問の中にも内容に触れてございまして、上に、賛否両論があるといへばあつた。消費者側には反対は私に聞いておられません。生産者側には異論があることが私も法律改正をしない理由でございまして。製法の差にすぎなく、施用上肥料の差もないやうなものを、法律に基いて国家が登録の仕方、登録の系統上分類などにおいて差を設けまして、売れなくなると、化成肥料一号をまた二号にしたり三号にしたり、誇大に施肥の効果をうたつたり、製造原価が高いものとして、販売政策上の手段にすることは国としてとるべきではない。また買つ側が農協等の有力団体で知識のある場合であれば、選択にあやまちはないのだと思ふのであります。しかし配合肥料、化成肥料が直ちに

もつて悪いものである、高過ぎるものであるとは、全部がそうだとは思ひません。商社の政策のものになるのは除くべきだ。そこで従来の慣習等も考へまして、メーカーの方の悪用があつていけないといふことをも押えながら、また慣習、なれ、それは販売上も施用上もそうでありまして、考えなくてはなりませんので、銘柄としては従来のやうな名前を使つた方がいいのじゃないか。ことに配合などは農協が自分でやる特別名もつけてあります。それは必要なことと思つております。そういう意味でありまして、かりに今は複合肥料としておりますが、もつといふ名称があればお教えもいたしたい。さらに広く意見も聞かされたと思ふのであります。定義につきましてはお話の通りでございまして、その肥料に應じて定義が明確でなければ取締りもできないわけでありまして、登録もできないわけでありまして、化学的製造にかかると窒素、燐酸、カリの三つの成分のうち二以上を含有する肥料、これは単肥と分けるわけでありまして、商品としては単肥と分けるわけでありまして、そういう二つ以上の含有肥料を言うものとしてまず一般概念的に押えまして、また試験研究機関、学者の意見を尊重して定めたいと思つております。解釈の問題として明確にしたいと思つております。

○小川(豊)委員 そうしますと配合と化成及び各種の化成の中において、粒状とか粉状等については、試験場等の結果は明確なものが出ておるわけですね。

○檜垣説明員 ただいま御質問のござ

いました化成肥料あるいは配合肥料を合せて、私も将来は複合肥料といふやうな単一名に統一したいと考へておりますが、その中には粉状の形状のものもございまして、また御承知のやうに造粒をいたしまして粒状をいたしておるものがあり、さらにそれが通常の粒状よりもたたく固形化したものもございまして、これらにつきましての肥料の試験につきましては、現在農林省あるいは府県の試験場等で施肥の効果の試験が行われておるわけでありまして、その結果は若干の成果も得ております。こういうことも勘案をいたしまして、複合肥料の中に粒状複合とかあるいは粉状複合といふやうな区分を設けることが、農業の側から施肥選別の上に効果があるといふことであります。すれば、ただいま局長からも答弁がございました通り、試験研究機関、学者等、権威のある方々の御意見も尊重した上で区分をいたして参りたい、このやうなふうに考へております。

○小川(豊)委員 そうすると粒状であり粉状であるといふやうなもの、肥料等についてはそう変りはないが、施用その他のいろいろの便宜もあるだろう、そういう点からいって、同じ複合という名称を使つても、粒状の複合とか粉状の複合とかいふ名前を使うことはまだ研究されておるが、そういう名前を使う、こういうことですね。

○安田(善)政府委員 銘柄をいたしましては記載してよろしいと思ひます。その登録肥料の公定規格としましては、たとえて申しますと尿素のようなものあるいは吸湿性のありますものは粒状の方がいいことは、物理的にも化学的にも自然にわかるわけございま

すが、今回は規格の中に有害成分の含有量などとも、粉末度というものが相当取締りを要する事項であると考えておりますので、従来なかつたものをいれたいと思つておりますが、ちよと粉末度で表わすような意味がおのずから粒状その他にもあるわけでございます。そこでさらに研究を加えまして、法文では「その他の規格」とあります規格において、必要である場合は省令でこれを定めるようにお願いしたい、こういうふうに思つております。

○小川(豊)委員 それからこの登録について、これは配合の場合はスコップでまぜるようなもので単位協同組合等でもやっております。こういうものが当然複合の肥料となつて出てくるだらう、登録もするようになるだらう、そうすると農協団体などでは県の連合会もあり、村の協同組合もあるわけですが、こういうものの登録は今度都道府県知事一本になるわけですか。それとも、従来県連等がやっておると、単協のやつておるのは違つたようにぼくは解釈しておるが、この点はどうなんですか。

○安田(善)政府委員 農業協同組合は取締り法上、旧法におきましては他の製造業者、販売業者が取り扱ひするものとは差をつけて簡便にいたしてあります。取り締まる内容は差がございせん。登録の点について御質問がございました。単位組合は県知事、連合会は農林大臣ということにしまして、これは従来通りにいたしたいと思つておるわけでありませう。

○小川(豊)委員 そこで県の連合会等の場合は農林大臣で単協の場合は都道府県知事だといふのであるが、単協の場合

場合は自分の村なり町なりの範囲内から都道府県知事にし、県連などの場合は県一本になるから、一本に配給するようになるから農林大臣の許可にしなければならぬ。こういう建前でこれはやつてゐるのか、どういう建前で同じ系統のものを二つに分けたのか、その点を尋ねたい。

○安田(善)政府委員 沿革をそのまま申し上げると、単協と県連の取扱ひを監督官庁に差をつけましたのは、議員修正でされた沿革があると聞いております。しかしそれにはおのずから理由があつたこととございまして、農林省も当時そういうお考えに立てばその通りが適当と思ひますということのようございまして、これはやはり商品価値の問題と流通範囲の点におきましておのずから変えてもいいたるう、ことに消費者団体であると考えられる購買事業を持っておる協同組合は、特にそうであらう、こういうことでありまして、さらに改正案を出した際に検討いたしました考えは、やはり個々の事業も同様でございまして、設立の認可事業の監督等、農協法におきましても連合会は農林大臣その他は県知事でありませうから、いろいろの手續の便宜上におきましても、簡便であつて現行制度がいゝ、こういうふうに考えた次第でございます。

○小川(豊)委員 それから登録の申請があつた場合には、これは一体どのような機関でどのような人がこの適否を認定なさるうとするのか、この点をお伺ひしたい。

○安田(善)政府委員 御質問の点は全國を地区に分けてまして、本省直轄の肥料検査所がございまして、肥料検査

所を通じまして本省へその申請が出てくるわけでございますが、その際分析業務は肥料検査所に設備も整えてありますから、また人もおりますので、肥料検査所でいたします。その際本省へ上りました場合に、なお必要だと思はれる場合は検査所の意見も聞きまして試験場にさらに頼むこともあります。ば、本省の裁量で万全を期した試験をさらにやります、裁培試験も行なつていきますから、これは試験場で行なつてもやれる。大学を指定する場合もおります。そういうふうによつております。

○小川(豊)委員 さつき東亜合成の薬害の問題をお聞きしたのは、こういう登録をすることによつて、農村の実態からいって、登録されてゐる肥料によつてこつたといふので、非常に週信するといふが、広告のために惑わされることが出てくる。そういう点を考える場合に、この登録といふものは、私どもが考えるのは、消費者の代表もそれから学識経験者といつたような形で、あるいは学校、試験場、そういう人も入れた委員会等を作られて、そうしてこの登録といふものをきめるようにした方が、あるいは参考にして決定するようにした方がよいのではないかと。農林省としてはそういうことを考えるべきではないか、こういうことを私はこの登録に対して考えるわけでありませうが、この点について御見解を伺ひたいと思ひます。

○安田(善)政府委員 御指摘の通りであると考えておる次第でございます。肥料取締法はつと古い法律であります。正された法律でございませう。その経験

にかんがみまして、東亜合成の場合は現在の施設、技術者、分析能力、科学知識から申しますと幼稚であつたことには間違いないと思ひますが、その事前登録の場合、試験し得ない内容のものであつたといふことでありまして、今後新たに登録を申請する場合は先ほど申し上げました手續によりまして、必ず御示唆のような学識経験者、試験場、学校等も入れまして、實際上それにかけてやつておるわけでございます。配合肥料等につきましては製造過程等を見まして、これは明らかにこうなる理屈だといふようなものもあるようございませう。この場合はそのような手續を省略することもありませうが、あまり固定機關を設けないで、新規肥料を中心になすやう、こういうことでやつていきたいと思つておるのが現状であります。

○小川(豊)委員 それから有害成分を含有した肥料は譲渡を禁止する、こうなつてゐます。これは私非常にいいと思ひます。そうすると輸入肥料の場合に、これに対する救済措置といふやうなものを講じておかなければ、これを禁止してもしょうがないと思ふのであります。そういうことをあなたの方では考えておられるのかどうか、この点はどうですか。

○檜垣説明員 輸入肥料については、これは大体におきまして、国際的に取引をされるような肥料については、含有成分中に許容をされない程度の有害成分があることはほとんどまれであります。また輸入をいたしますについては、輸入のための発注の際に含有成分の保証を付して輸入をいたしますので、その保証は必ずわが国の肥料取締

法に合致する程度の保証書を要求するものが取引の慣例になつておるのでございます。従ひましてその保証をつけてきたものであれば通常の場合心配はないのであります。万が一その保証に反することがありますれば、これは当然取引の問題としてキャンセルをし、その損害は相手方において負うべき性質のものでありますから、別段そういう業者に対する救済のことを考える必要はない、私どもとしてはかように考えております。

○小川(豊)委員 その点は今の御説明でわかるのですが、私も多分ないだらうとは思ひます。しかしそんな場合にこれはキャンセルするとか何とかいつても薬害が出てしまふわけですが、この点に対する救済措置といふものは一応考えておかなければならぬ、こういうふうにお尋ねしたわけでありませう。次にこの容器にいろいろな表示をするやうになつております。今までもやつていたんだが、これはかまわないうやうなものだが、あまり容器に表示をうんと要求すると、今まで肥料といふものは大体かますを使つてゐたものです。最近段ボールとかいろいろの紙の式のものになつてきまして、一方農村からいふと、かますの需要が減退するといふことは農家の経済の上からいって非常に——ことに農業はだんだん耕作面積が減つてくるし、そういう内職をやらなければならぬ。そういう点で肥料面におけるかますの需要といふものは、非常に大きかつた。それで、あるところなどは、かますをこれこれ買つてくれればお前さんのところの肥料も買おう、こういうやうな契約まで出されてゐるわけですが、だから、容器

にあまり表示をうんとさせていくと、かますの需要がむしろ減退するような結果が出てくるのじゃないか。だからあなたの方では親切心から、こういう点もこういう点もかますの上に表示させるのじゃないか、結果としては農家にはありがた迷惑で、せつかくのかますさえ売れなくなってくるという結果が出てくるが、こういう点は考えられて、この表示の点を作られておるのかどうか、その点をお伺いしたい。

○安田(善)政府委員 まず第一には、肥料の取締りを通じまして、農業生産及び消費者の利益を考へる上において十分に考へたつもりでございしますが、法で容器、包装等について規定することを要求するのは比較的少くしまして、任意に書いてもよろしいという分を多くしまして、特に最近全購連が各種肥料を通じて五割有余の取扱いをなしております、これは非常に有力な全国系統団体でございまして、さらにわら工品の方の生産販売についてはいろいろの問題もありますので、全販連とも十分打ち合せておりますけれども、国会でも論議がございましたことなどにつきまして、農家の所得におけるわら工品の地位とか、肥料に使う地位とか、燃料に使う地位とかについて、関係団体と十分に相談いたしまして遺憾ないようにしたいと思っております。

○小川(豊)委員 この肥料の取締り、肥料の行政からいくと、肥料の値段をなるべくできる限り安くすること、肥料を高めるといふことになつてくるわけですね。ところが熊本にタバコの問題で、こういう問題が起つて騒いでいるのです。これはタバコにはこの肥料

を使わなければ等級が下る、こういうことを専売公社の方から組合に言つて、そういう肥料を強制的に使わせているという。だから熊本で大へんに問題になつていて、これを私も教へられたのですが、こういうことは肥料行政の上からいって非常に厄介な問題になつてくると思う。タバコのことだから、あなたの方では関係できないと思うし、またタバコの品質にどうだこうだということになつてくるからあれだと思ふが、この肥料を使わなければ等級が下るんだというようなことは、僕はあつてはあなたの方で直接どうすることもできないことですね……。

○安田(善)政府委員 お話の点は、私もごく最近、詳細なるデータを付さずして聞きました。タバコは専売公社である、タバコの栽培指導は専売公社である、これは特に許可をいたしておりますが、そういうことは問題が違ひますが、もつと社会一般の社会通念、何省を問はず行政の一般的な常識というものをございしますので、特にどの肥料を施肥したことがタバコの品質にどう影響があるかについては、科学的な基準がなければならぬと思うのです。またたかりにこれがありまして、他の肥料でそれができないかといへば、それにも必要な基準がなければいけないと思ふ。結論的には公社がなすべきことじゃないと思ひます。そういうことは農林省であらうとなかろうと、農業生産を行う農家のことであります。今調査中でございますが、絶対にやめさせるようにいたすつもりでおります。

○小川(豊)委員 その点は非常にけっこうだと思ふのです。それからこれは取締法とは関係ありませんが、もう一、二点お尋ねしたいと思ひます。硫安輸出会社の収益についてですけれども、関連してお尋ねしたいと思ひますが、この硫安の輸出の増加は、国内価格を上回る輸出価格によつて、硫安会社が昨年の七月に終る第二回の決算には、相当膨大な黒字が出ていたわけですね。この会社の業績と収益状況をお聞きしたいのですが、これは時間の関係がありますからあとにしておきます。この状況はいいですけども、収益をどう処分するのかということですね。聞くところによると、会社では赤字の処理を法律通りに行なつていない、こういうことを聞いていますので、この点が一点。

それから合理化による硫安生産費の低下はどのくらいになつてゐるのか、この点も聞きたいのです。これは合理化五カ年計画によれば、五カ年にトン当り二千六百円、かます当りで百円くらいの値下げはできるということになつておるわけですね。だから毎年かます当りで二十円程度の値下げをすることは当然だと思ふ。もつとも政府では合理化資金のめんどろは直接は見なかつたわけですね。けれども、金融の緩和によつて資金問題は解決してゐるわけですね。従つてことしも少くとも二十円以上の値下げは期待できるものではないか、こういうふうな考へてゐるわけですね。十万吨の増産があれば、今度はかます当り十円のコストの低下になるということは、これは常識になつてゐるわけですね。最近毎年二十万吨ずつ増産されてゐるわけですね。しかも国内の価格よりも高い輸出価格で輸出量は伸び

てゐるわけですね。このことだけでも、硫安の値段はかます当り二十円程度低下してゐると私は見てゐる。しかも合理化計画が進められ、各社が多角経営によつて総合化学工業を目ざして進んでゐる状態の中で、この合理化によつてどの程度の生産費が低下したのかということをお聞きしたいと思ひます。

○安田(善)政府委員 輸出会社のことではあります。これは直接には通産省の監督及び指導になり、根拠法規もできておるわけですが、事肥料に關しますから、農林省は實際問題として通産省に劣らざる内容の調査と、監督上の必要な措置を通産省に対して申し入れる態度であります。財務状況の結果は、従来二億四千万円ばかり赤字があつたと思ひますが、三十年度は初めて一億九千万円に減つた。従ひまして過去の繰り越し欠損金を消しますとまだ欠損でございしますので、益金処分の点は出ないと思ひます。

第二点の合理化と肥料の価格の点でございしますが、御承知の硫安五カ年増産計画は設備の増加を中心としたもので、当時の計画以上に設備の増加が可能になり、従つてまた生産量の増加も可能になり、生産の増加に伴ひまする生産費の低減を生じました中に、尿素とかその他の化学工業を一緒にやつておる事柄の利益も生ずるようになりまして。しかし五カ年計画の目標といたしましては、その五十ドルにするという目標は、そつちの方の、いわゆるトン当り生産費の合理化を行う点

におきましては、設備増加、増産によるものの効果を除いた分の合理化につきましてはは所期の目的を達しませんでした、トン当り五十九ドルくらいにとどまつておるわけでありまして。それでごく最近新聞にも出ておりますような特別製法による三十何ドル、こういうドイツでしかイギリスでしかのものを除きますれば、国際価格に合うようにはなりませんでしたけれども、その点はまた十分なる成果を上げておりません。しかしその設備の合理化と設備の増加と、両者を通じては、ものもございしますので、全くないわけではございません。特に年々行なつております肥料審議会におきましては、事務局でもよく検討し、審議会の御審議を経て、量とともに価格、特に生産費原価、こういう点において慎重に取扱つておりますが、本年度も七月、八月までは帯給計画及び価格の決定をいたさなければならぬので、目下各製造会社について、通産省と打ち合せまして、幾らの方で検討中でありまして、幾ら下るかというところにつ

きましては、その審議会までお待ちを願ひたいと思ひます。

○小川(豊)委員 最後に一点春の過磷酸肥料の価格の決定の根拠というふうなものをちよつとお尋ねしたいと思ひます。昨年の十二月二十四日ごろだと思ひますが、農林省は通産省との話し合ひで、春肥のうちの過磷酸石灰の価格を、業者がかます当り五十円値上げを要求したのを、それをかけて、秋並みに四百七十円に押えた、このことは私は非常に適切な措置であつた、こう考へてゐるのですが、この業者が五十円の値上げを要求した根拠というものは、こ

れは原料の船運賃の値上りによるものであったわけだ。政府もその点は認めたようである。この五十円を生産費の切り詰めで吸収させることにしたわけですね。そうすると、この五十円というのはどういう根拠で——生産費の切り詰めで五十円が吸収できるのかどうなのか、この点は政府としてはどう考えておられるのか。こゝしも船運賃が上るわけですが、これが過燐酸の価格の決定に対してどう影響してくるのか、この点をお尋ねしたいわけだ。

○安田(善)政府委員 外航運賃の値上りに伴いまして燐鉱石の入手価格が上りましたことについて、それを中心にしまして、かつまた過燐酸石灰のメーカーは、中に若干大きいものもございしますが、非常に中小企業だ、こういうことで、調節がでないもので、外航運賃の値上り分は値上げをしてくれという要求がございました。私どもはメーカーと流通関係の業界の附えられるだけは肥料の値段というものは上げるべからずという原則に立ちまして、これは法令上の措置でございせんが、肥料は事実上そういうふうな扱ひが行政上よろしいと思つてやつておりますが、各メーカーから確安の措置に準じました原価計算をいたしまして、原料費、運賃、労務費、一般経費、その他いろいろ原価計算をいかに当りました結果、私どもはその原価計算を業者をして納得せしめる上において査定をし、水ぶくれのあるところ、たとえばある会社以上に交際費をたくさん使つておるとか、一般経費が多過ぎるとか、包装料が水増しされておるとか、燐鉱石の水増し計算が違ふとか、そういう点を当りましたら自然に値下げが可

能になりまして、その上に数量も、カリとともに燐鉱石も輸入増をはかつておりますこともありまして、利益の調節もでき、かつまたその関係もありまして、配給段階におきまして、こういうような際には、確安のような配給マージンにまで切り詰めてもらつても肥料というものは悪くはないのじやないか、いろいろ事情もあろうけれども、肥料の配給マージンはそうしてもらつたらどうだろうというので、業界の代表者とよく話ししましたところ、経済局長の意見で、今後正確な原価要素が上つた場合は考へてほしいというお話はありましたけれども、この措置をもつて、満足ではありませんが、まあやむを得ず承諾するというところでございしました。そういう理由でござい

○小川(豊)委員 そのきめ方はいいと思うのです。ただこゝしも船運賃が上つてくる、そうすると合理化の中にはもはや吸収できないじやないかという心配を持つのだが、吸収できるならば非常にけつこうなのだけれども、あなたの方では、合理化によつて吸収できる要素がまだあると思われませんか。

○安田(善)政府委員 最近におきまして欧州航路同盟、いいかえまして、ヨーロッパとアジアの間の運賃を除きましては、穀物、砂糖、石炭等の荷動きが非常にありまして、相当な値上りであります。それも長期に続く予定がございしますが、結果において原料ないしは輸入品、言いかえまして、カリとか、特にお話しした燐鉱石であります、秋肥、春肥ともどのくらいの船で持つてこられるかということを見

んといけないのでありますが、かなりの増高であるので、実は苦慮いたしておることはほんとうでございします。しかし先ほども春肥について申し上げましたように、製品の総原価の中で、燐鉱石の費用、その中に含まれる外航運賃のウエートは相当なものでありますけれども、製品生産の総原価について當つてお話し合ひをしていきたいと思つておるのでございします。また全く吸収する余地がないわけではないと思ひます。しかし外航運賃の値上りとの関係については、業界からまず資料を出していただきますと、きわめて不穩当でございしますから、必要ならば合理化の要素を入れてもらふとか、なお積極的な新しい措置を政府が講じなければならぬ場合ならば、その措置を講ずるかどうかということ、事が米に対応する肥料でありますから、その氣を弱くしないで、広い範囲で措置したいと思つておるのがたゞいまでございします。

○小川(豊)委員 委員長に伺ひますが、肥料の問題はきょうどうなさるのですか。決定なさるのですか。

○村松委員長 まだ質疑の通告がありますので、後日に回したいと思ひます。

○小川(豊)委員 それでは私も、きょうは非常におそくなつたからこれで終ります。

○村松委員長 ほかに質疑の通告がございしますが、これは後日に回します。

あればこれを許します。

○石田(有)委員 ただいま議題となりました農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案は、質疑討論を省略して、直ちに採決されんことの動議を提出いたします。

○村松委員長 ただいまの石田君の動議に御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村松委員長 御異議なしと認めます。

直ちに採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○村松委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお委員会報告書の作成については、委員長に御一任をお願いしたいと思います。御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村松委員長 御異議なしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十二分散会

〔参照〕

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(笹山茂太郎君外三名提出)に関する報告書

(別冊附録に掲載)

昭和三十一年六月一日印刷

昭和三十一年六月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局